

畜産・酪農をめぐる情勢

令和7年9月

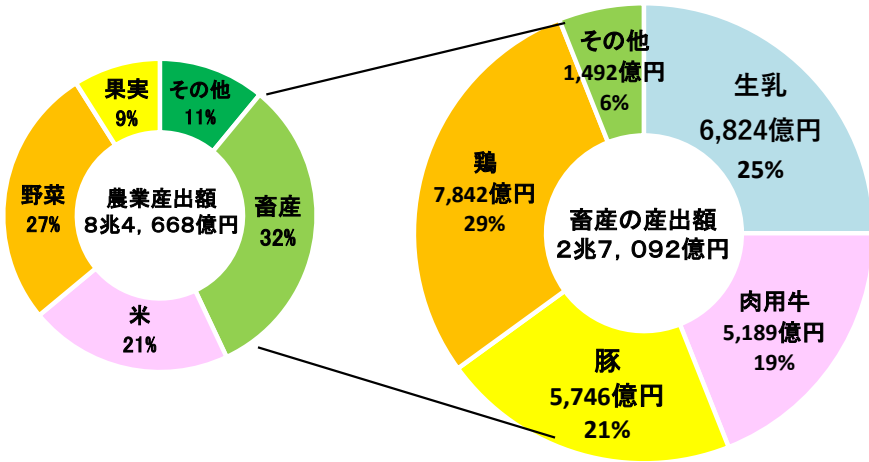
農林水産省
畜産局

【畜産・酪農の概況】

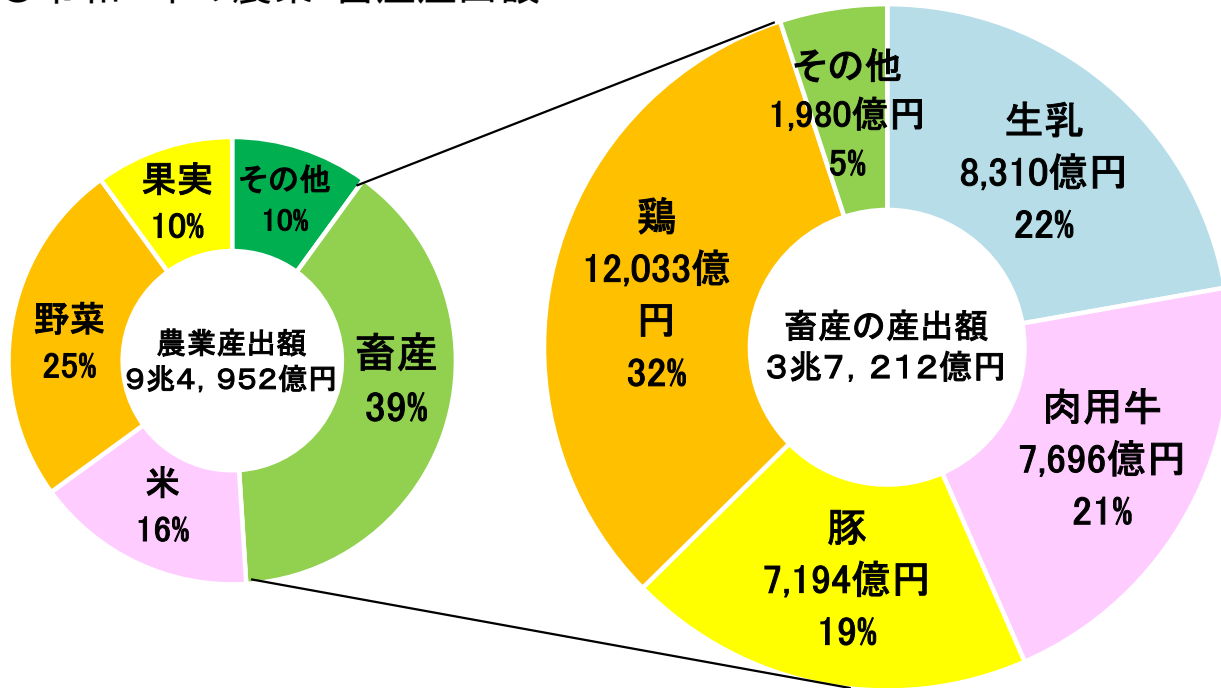
我が国の農業における畜産の地位

- 令和5年の農業産出額は9兆4,952億円。うち畜産は3兆7,212億円となっており、産出額の約39%を占める。
(畜産の産出額に占める割合：生乳：22%、肉用牛：21%、豚：19%、鶏：32%)
- 10年前(平成25年)と比べ、額で1兆120億円、農業生産額に占めるシェアで7ポイント増加。

○平成25年の農業・畜産産出額



○令和5年の農業・畜産産出額



◎平成25年から令和5年の10年間で
農業産出額は112%、
畜産の産出額は137%に増加

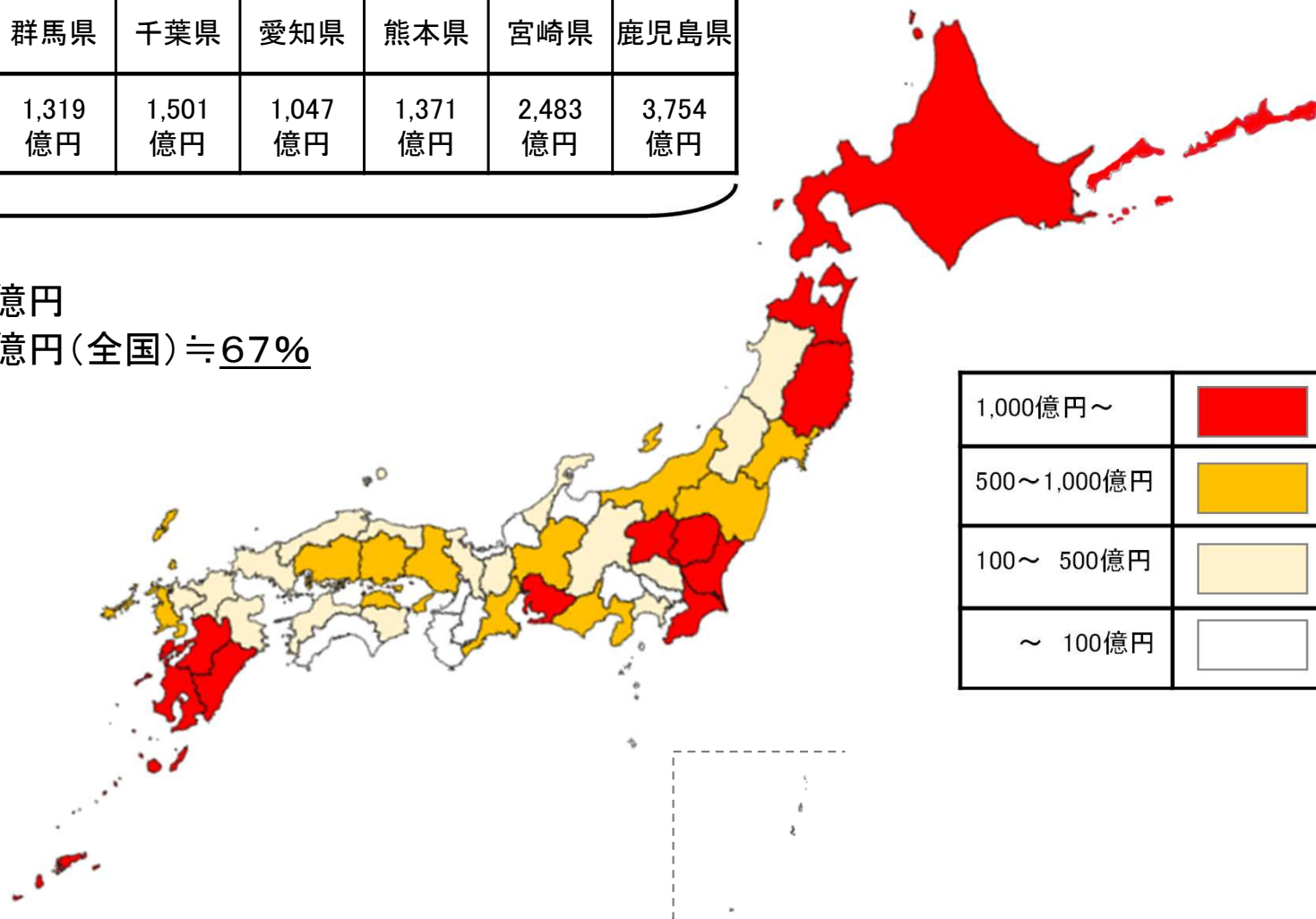
資料：農林水産省「令和5年農業総産出額(全国)」

畜産の都道府県別産出額

産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が11道県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）となっており、この11道県で全国の約67%を占める。

北海道	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	愛知県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
7,837 億円	1,090 億円	1,975 億円	1,353 億円	1,367 億円	1,319 億円	1,501 億円	1,047 億円	1,371 億円	2,483 億円	3,754 億円

計 2兆5,097億円
 ÷ 3兆7,685億円(全国) ≒ 67%



1,000億円～	
500～1,000億円	
100～ 500億円	
～ 100億円	

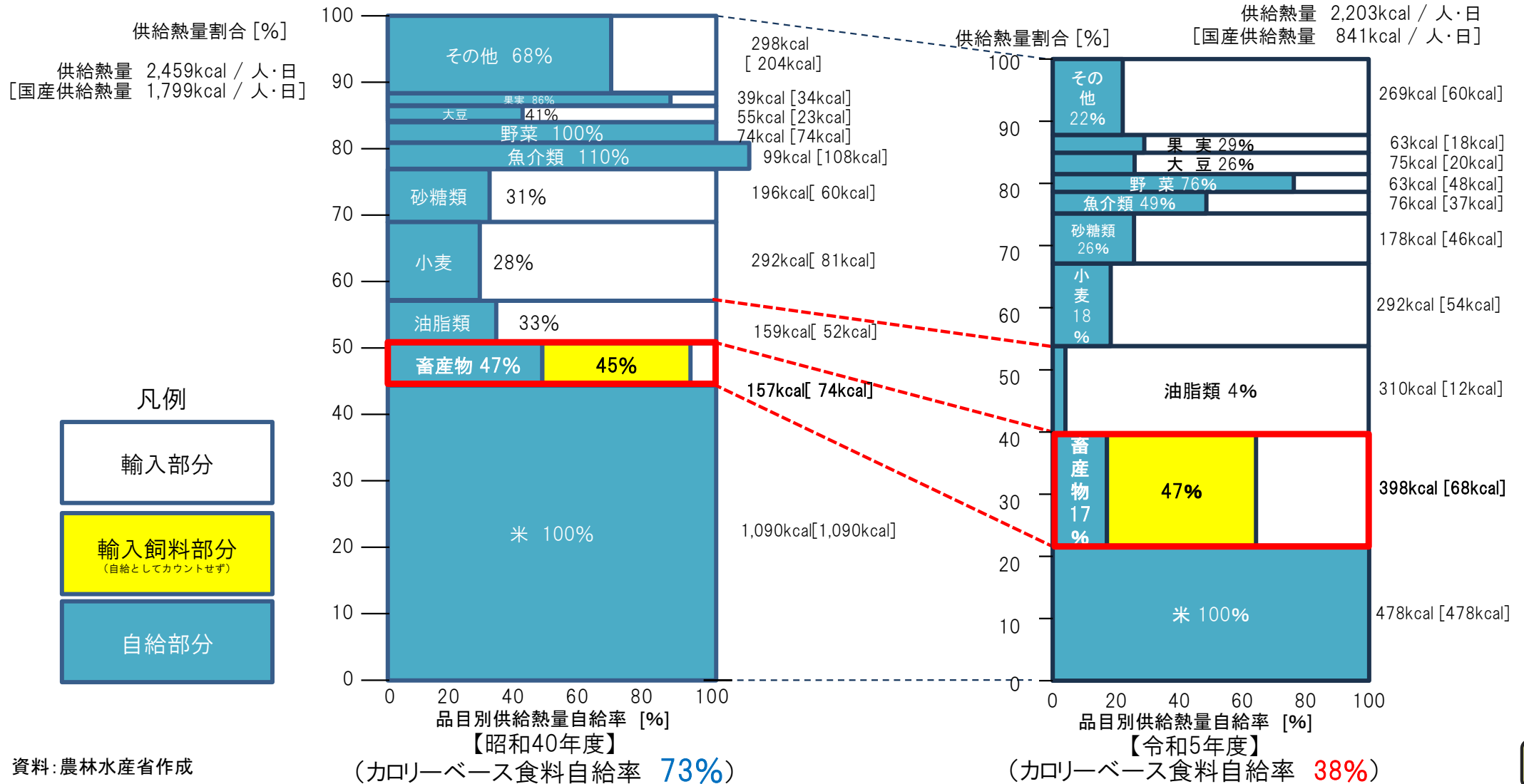
資料：農林水産省「令和5年農業産出額（都道府県別）」

注：都道府県別の全国合計値は中間生産物（子豚等）が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度～令和5年度)



資料:農林水産省作成

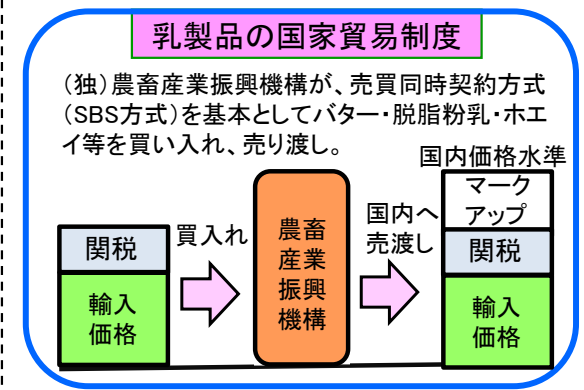
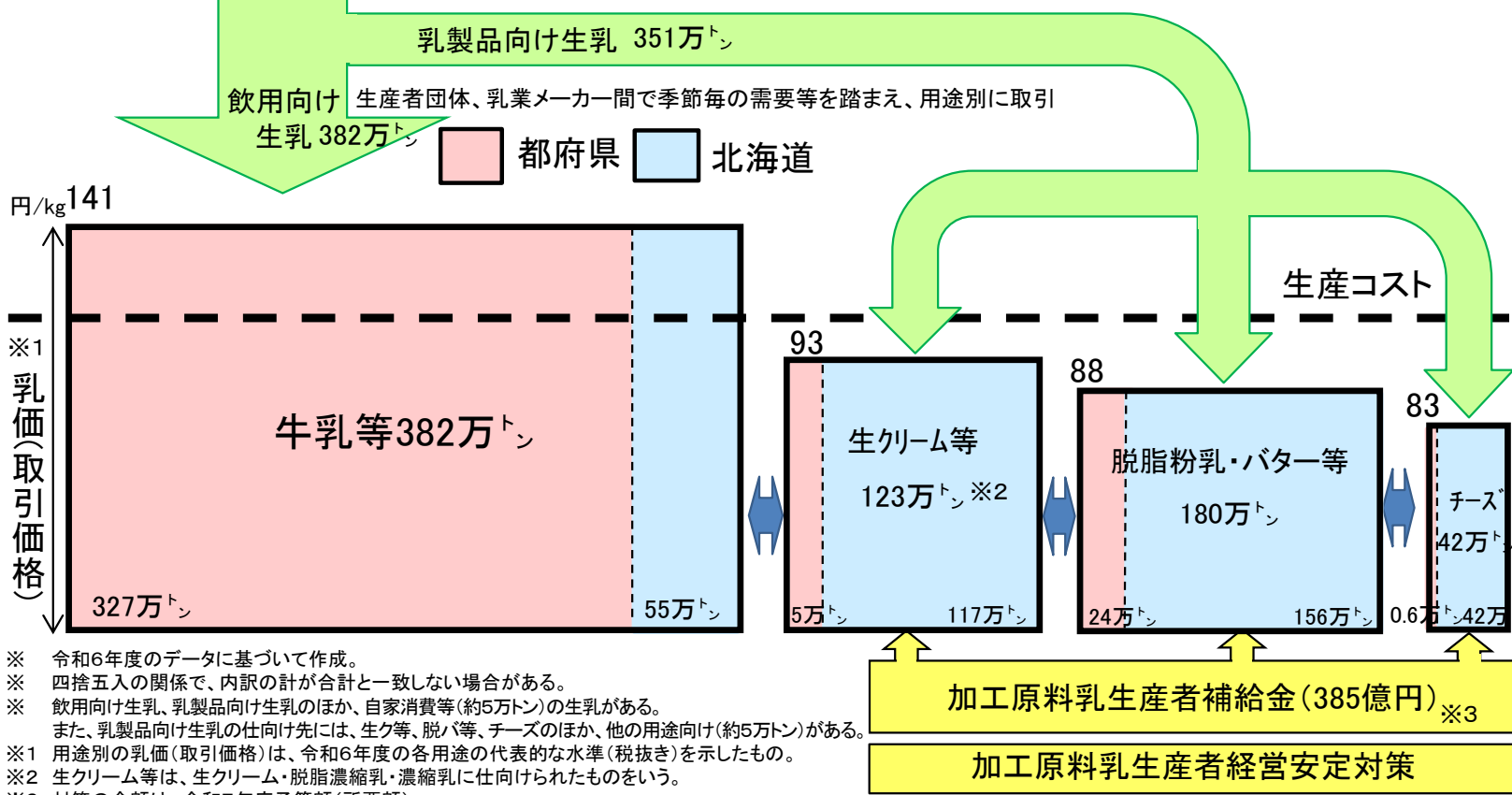
【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和6年度) 737万トﾝ(北海道426万トﾝ、都府県311万トﾝ)

輸入乳製品 442万トﾝ



関税割当品目	国家貿易	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等	バター・脱脂粉乳・ホエイ等	チーズ 328.8万トﾝ
53.5万トﾝ	17.8万トﾝ	その他 41.9万トﾝ (アイスクリーム等)

※ 令和6年度のデータに基づいて作成。
 ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
 ※ 飲用向け生乳、乳製品向け生乳のほか、自家消費等(約5万トﾝ)の生乳がある。また、乳製品向け生乳の仕向け先には、生クリーム等、脱脂粉乳等、チーズのほか、他の用途向け(約5万トﾝ)がある。
 ※1 用途別の乳価(取引価格)は、令和6年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したもの。
 ※2 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※3 対策の金額は、令和7年度予算額(所要額)。

※令和6年度のデータに基づいて作成。
 ※ 輸入数量には飼料用を除く。
 ※ 生乳換算数量。

最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和等を背景に生産者が抑制的な生産に取り組んだこと等から減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直し等を受け、+0.7%増加。
- ・ 令和7年度(4-7月)の北海道の生乳生産量は前年同期比+2.8%の増加、都府県は▲ 0.3%の減少、全体で+1.4%の増加。
- ・ 令和7年度(4-7月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比▲0.1%の減少、乳製品向けは+3.1%の増加。
- ・ 令和7年度(4-7月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比▲0.4%の減少、乳飲料は▲1.1%の減少。はっ酵乳は+1.5%の増加。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (4-7月)
生産量	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	732 (▲ 2.8)	737 (+0.7)	255 (+1.4)
北海道	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	417 (▲ 1.9)	426 (+2.1)	147 (+2.8)
都府県	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	315 (▲ 4.0)	311 (▲1.3)	108 (▲ 0.3)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	384 (▲ 2.6)	382 (▲ 0.5)	130 (▲ 0.1)
乳製品向け処理量	360 (+7.3)	354 (▲1.5)	344 (▲ 3.0)	351 (+2.0)	124 (+3.1)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	173 (▲ 4.5)	180 (+4.1)	66 (+6.0)
うちチーズ向け	44 (+5.7)	45 (+3.0)	43 (▲ 4.8)	42 (▲0.9)	15 (+0.3)
うち生クリーム等向 け	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	122 (▲ 0.8)	123 (+0.2)	41 (▲0.6)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」
 ※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
 ※ 令和6年度及び令和7年度の数値は速報値。

牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

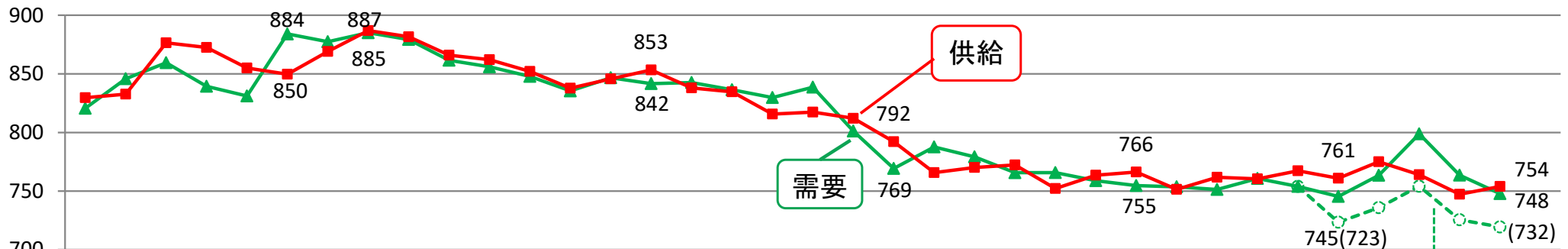
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (4-7月)
飲用牛乳等	3,579 (▲0.1)	3,535 (▲1.2)	3,461 (▲ 2.1)	3,432 (▲0.8)	1,155 (▲ 0.4)
牛乳	3,197 (+0.1)	3,150 (▲1.5)	3,082 (▲ 2.1)	3,072 (▲0.3)	1,041 (+0.0)
加工乳・ 成分調整牛乳	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	379 (▲ 1.7)	360 (▲4.8)	114 (▲4.5)
乳飲料	1,084 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	1,061 (▲ 1.3)	1,005 (▲5.3)	345 (▲1.1)
はっ酵乳	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	988 (▲ 4.8)	1,040 (+5.2)	358 (+1.5)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

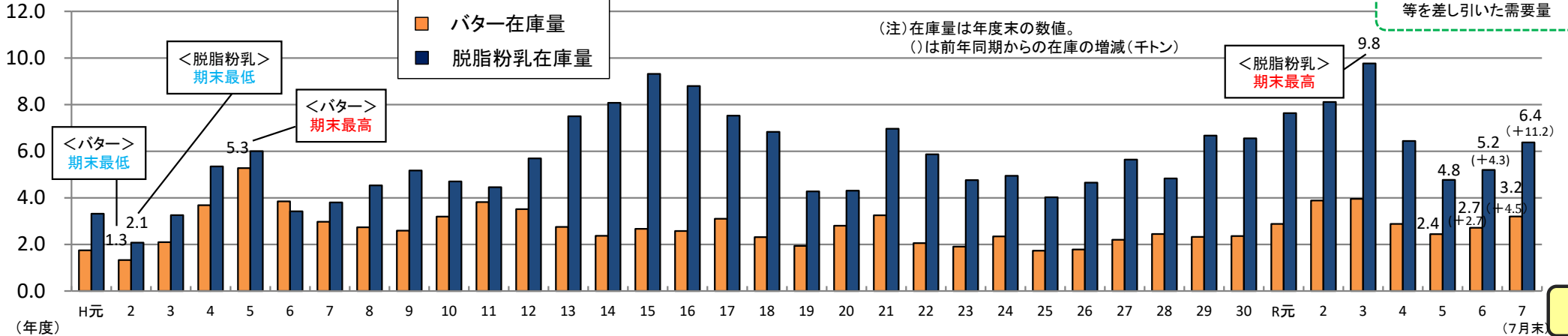
生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、新型コロナの感染拡大前までの数年間は国内生乳生産量の減少によりひっ迫傾向で推移。
- ・ 令和2年度頃からバター需要が好調である一方、脱脂粉乳の需要がヨーグルト消費の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷したことで、需給ギャップが生じ、脱脂粉乳の在庫の積み上がりが発生。
- ・ 在庫削減対策等の取組により、脱脂粉乳の需給は足元で改善が見られるものの、需要不足は当面見込まれており、全国で協調した対策がなければ脱脂粉乳在庫は積み上がる状況。

● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



● 乳製品の在庫量



(注) 在庫量は年度末の数値。
()は前年同期からの在庫の増減(千トン)

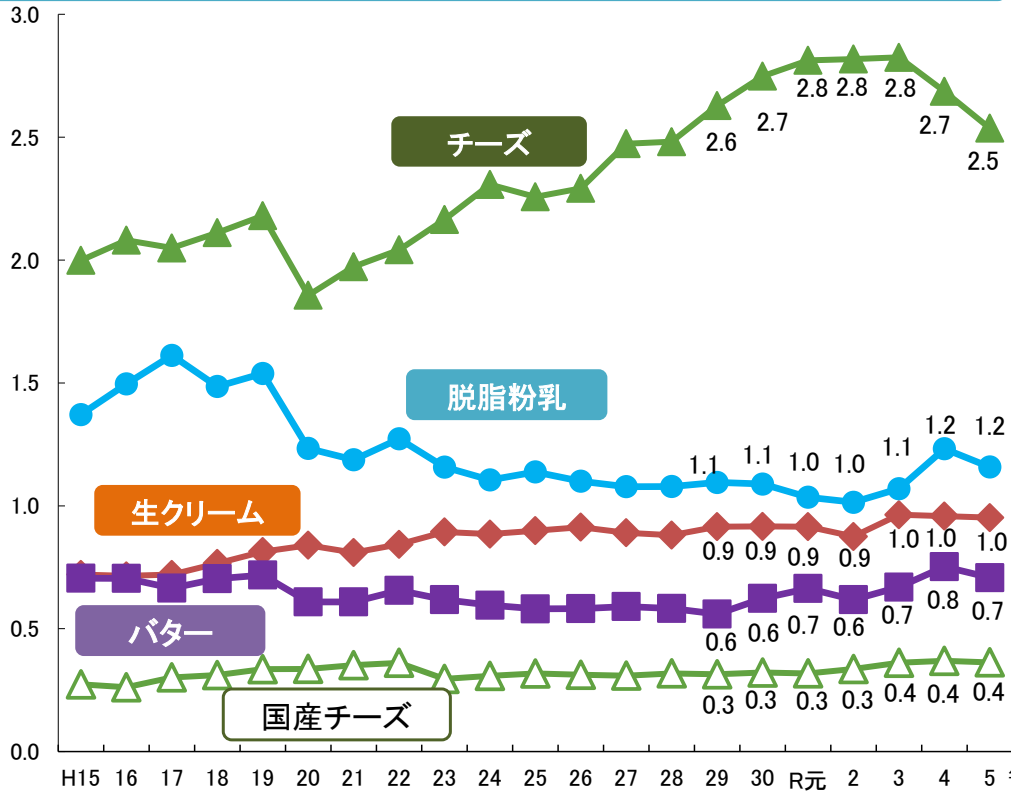
脱脂粉乳の在庫低減対策等を差し引いた需要量

乳製品需給の推移

- ・ 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリーム、消費が拡大。
- ・ 令和5年度の牛乳・乳製品の自給率は、チーズの輸入量が減少したこと等から、前年度より1ポイント増加。
- ・ チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は減少。

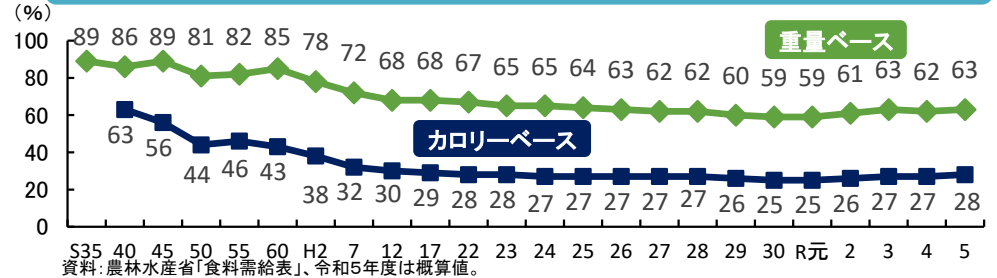
乳製品の1人当たり消費量の推移

一人当たり消費量
kg/人・年

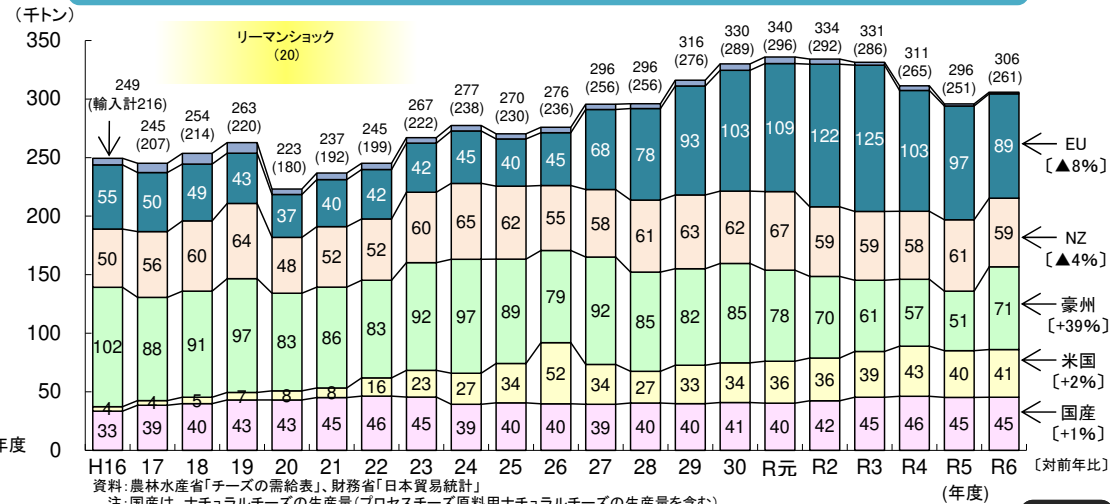


資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計
 注1：1人当たり消費量=(生産量+輸入量±在庫増減-輸出量)÷各年10月1日時点の総人口
 注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計
 注3：「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。
 注4：「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

牛乳・乳製品の自給率の推移

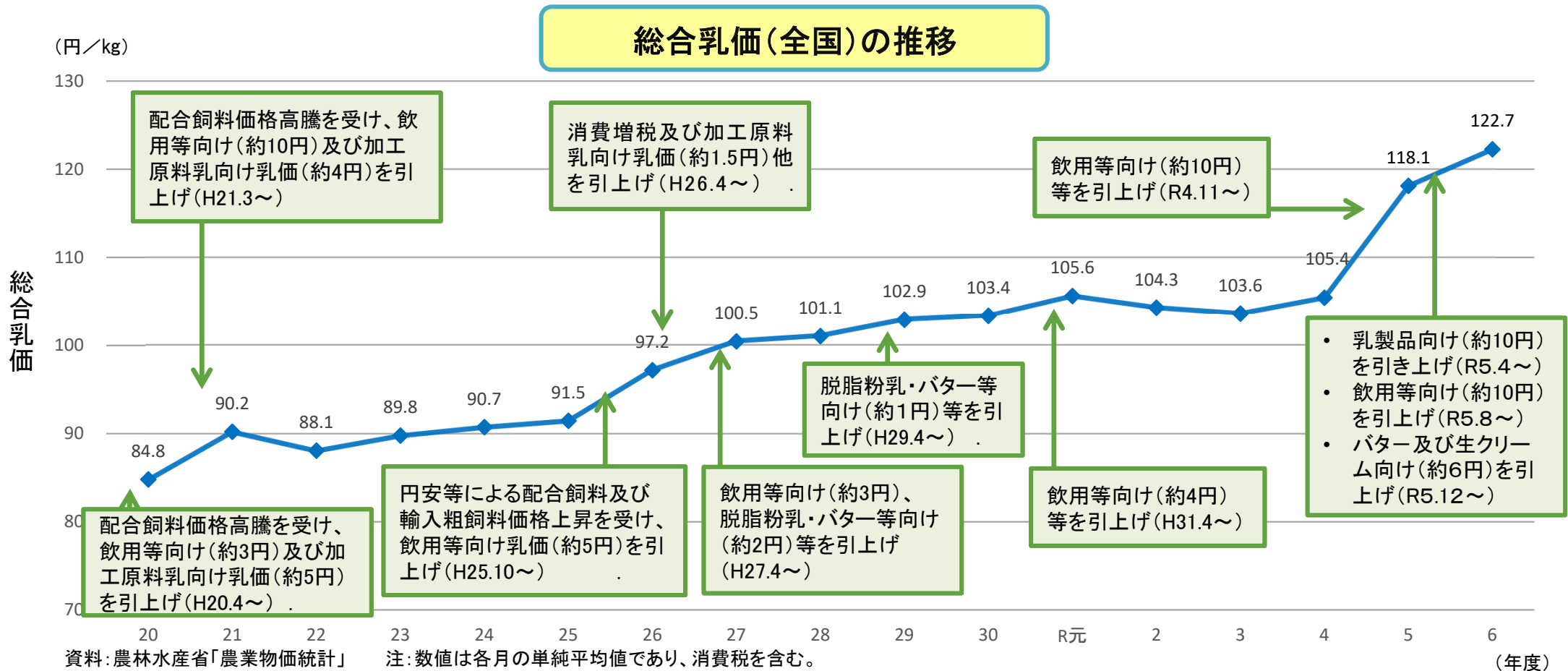


チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は平成20年度以降上昇していたが、近年その傾向も一服。
- ・ 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月、令和5年8月の飲用等向け乳価の各10円引き上げ、令和5年4月の乳製品向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。

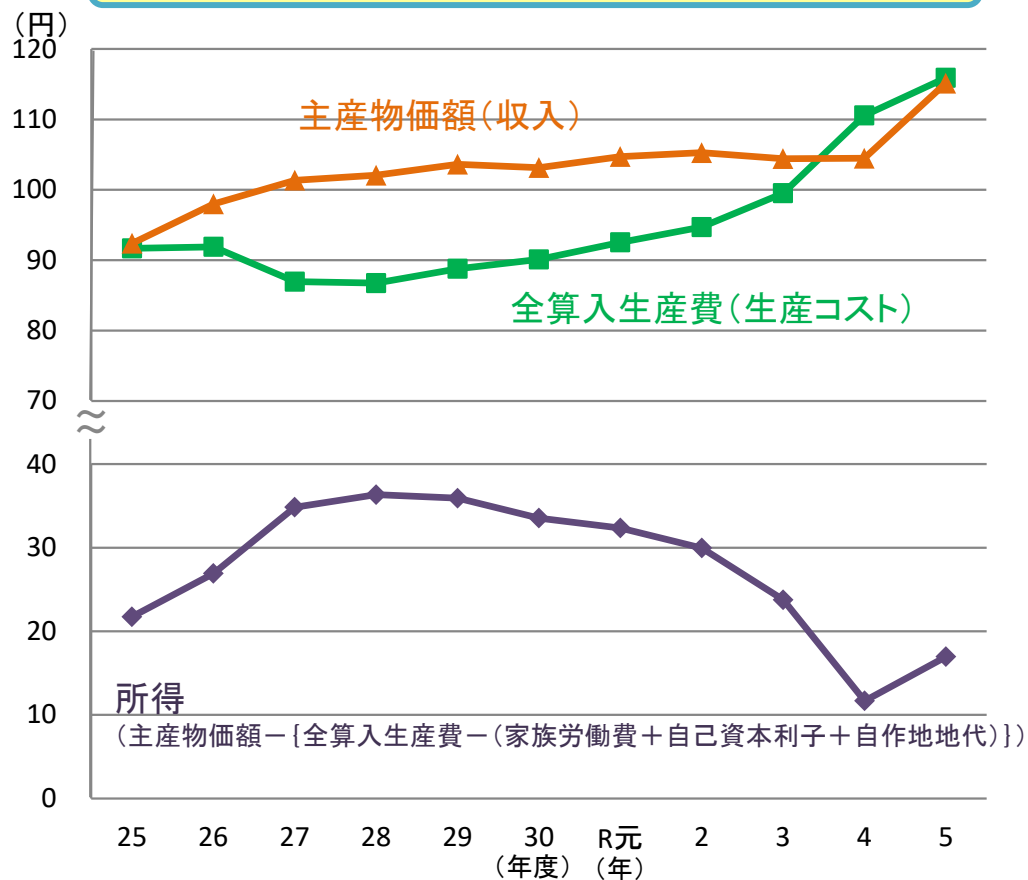


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したものの。

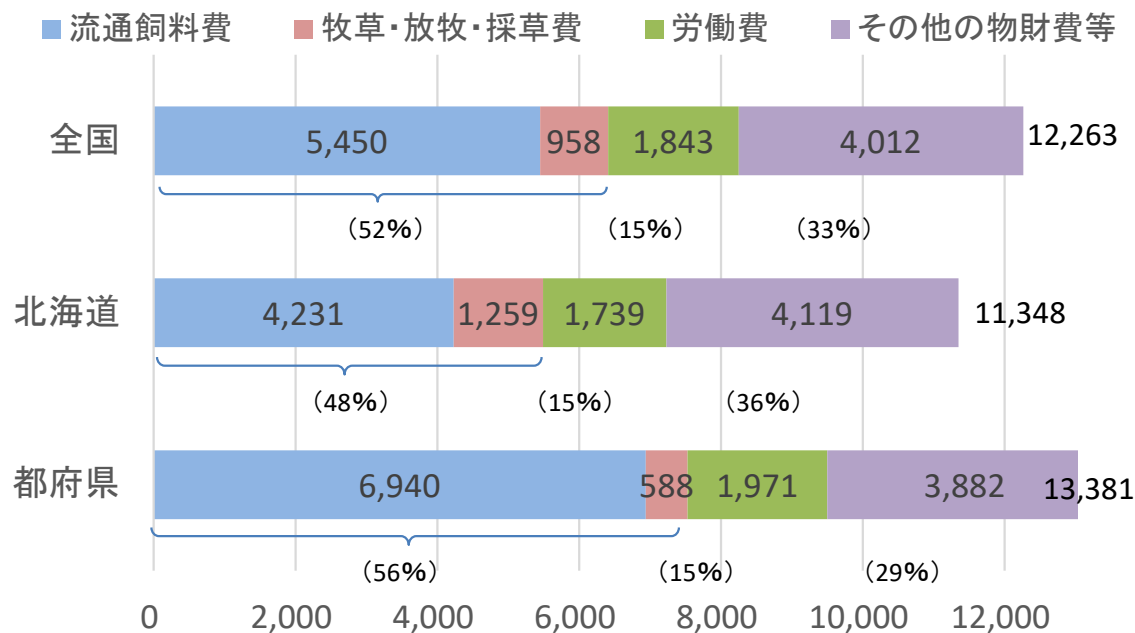
生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年以降は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、28年度までは乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇等により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少傾向で推移。特に令和4年は、生産コストの上昇により、所得が大きく減少。令和5年は、令和4年11月以降の段階的な乳価引上げに伴う主産物価額の上昇により、所得は前年に比べ増加。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和5年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、平成25~30は年度、令和元以降は年。

円/実搾乳量100kg

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年から増加傾向で推移してきたが、令和5年以降減少。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移。

区 分 / 年		29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5	6	7
乳用牛飼養戸数（千戸）		16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6	11.9	11.3
（対前年増減率）（%）		(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)	(▲5.6)	(▲5.0)
うち成畜50頭以上層（千戸）		6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.5	5.4
戸数シェア（%）		(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)	(46.8)	(48.5)
乳用牛飼養頭数（千頭）		1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356	1,313	1,293
（対前年増減率）（%）		(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)	(▲3.2)	(▲1.5)
うち 経産牛頭数（千頭）		852	847	839	841	839	849	862	837	826	820
うち 未經産牛 （乳用後継牛）頭数（千）		471	481	492	499	513	507	510	519	486	473
うち成畜50頭以上層（千頭）		934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054	1,048	1,046
頭数シェア（%）※注2		(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)	(80.7)	(81.8)
一戸当たり	全 国	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0	70.6	73.9
経産牛頭数（頭）	北海道	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0	93.0	97.4
※注3	都府県	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6	53.9	55.8
経産牛一頭当たり	全 国	8,581	8,636	<8,767>※注6		8,806	8,938	8,871	8,809	8,957	—
乳量（kg）※注6	北海道	8,518	8,568	<8,945>		8,943	9,066	8,946	8,901	9,087	—

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値(注6)。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

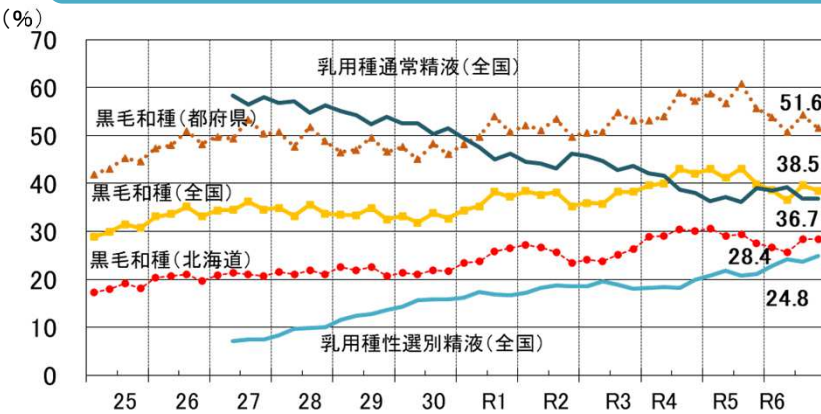
5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は、翌年度に「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出。平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

- 性選別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。更に、黒毛和種精液による交配率の上昇もあり、乳用雄子牛の出生頭数は、平成25年度の頭数と比較し10万頭程度減少。
- 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

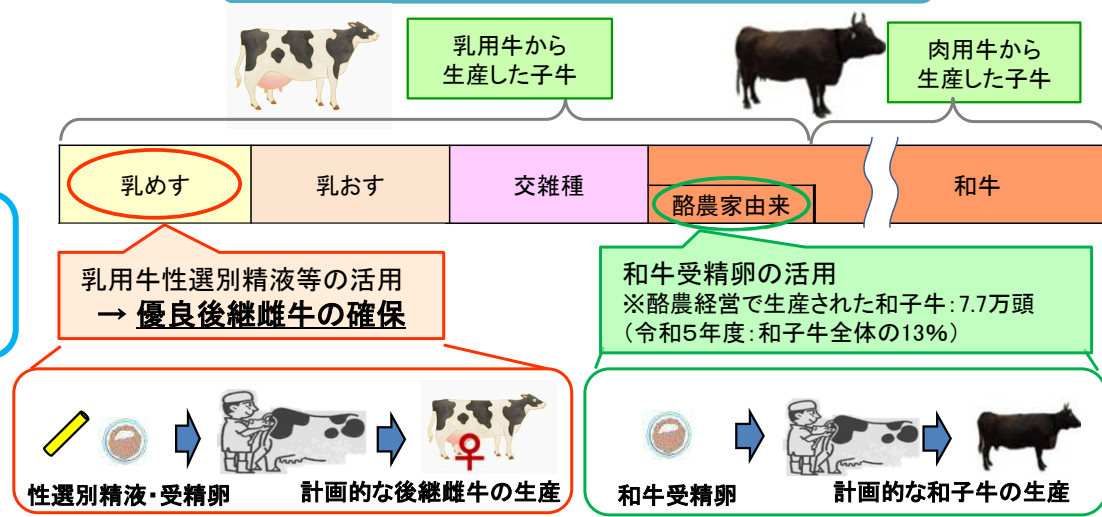
乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況



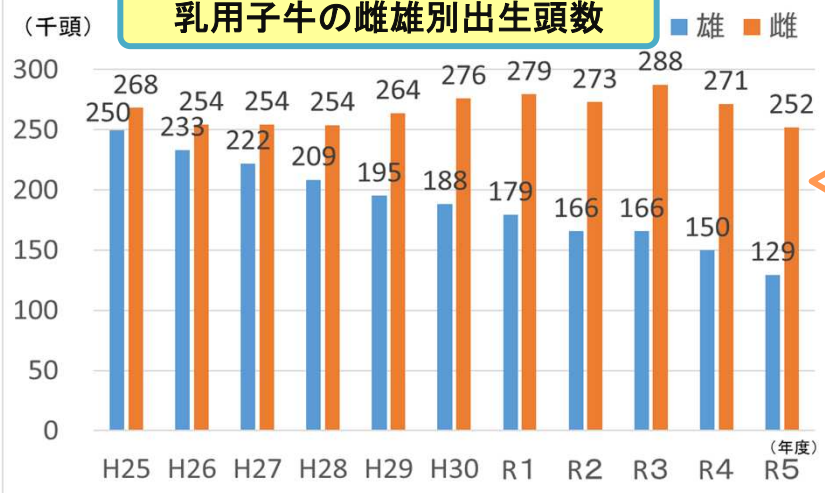
資料: 日本家畜人工授精師協会

乳用種精液による人工授精に占める性選別精液の割合は40.3%

性選別精液等と和牛受精卵の活用



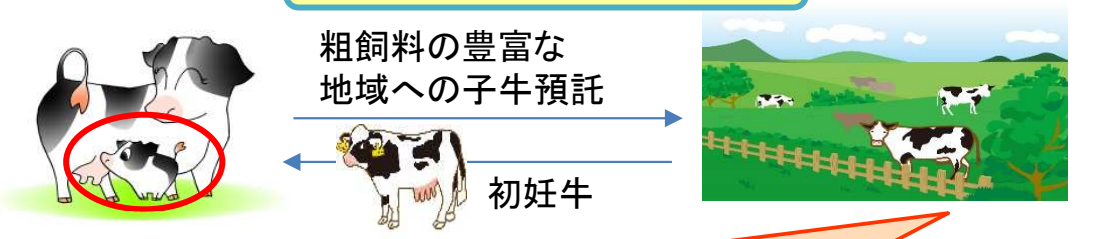
乳用子牛の雌雄別出生頭数



資料: 家畜改良センター

乳用種の出生頭数に占める雌の割合は66%

預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進
省力化機器の整備(発情発見、給餌等)、運動場の整備(電牧柵等)
【酪農経営支援総合対策事業: R6 ALIC事業】

酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和5年)

酪農	肉用牛	養豚	製造業
2,261	1,806	1,694	1,882

資料: 農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた取組

(1) 飼養管理方式の改善

- ・ つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2) 機械化

- ・ 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3) 外部化

- ・ キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

畜産クラスター事業(R6補正(一部基金))

省力化機械の導入等を支援

酪農経営支援総合対策事業(R7ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(R7ALIC事業)

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→ 傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間 利用日数(1戸あたり)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	23.1	23.6	23.7	24.1	24.0	24.9

(単位:日)

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- このため、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

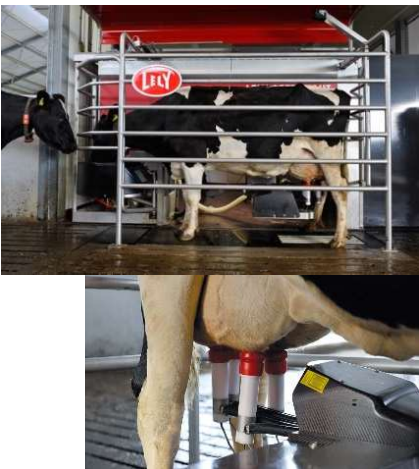
搾乳ロボット

搾乳ユニット自動搬送装置

発情発見装置

分娩監視装置

哺乳ロボット



機械装置

搾乳ロボット

搾乳ユニット自動搬送装置

発情発見装置

分娩監視装置

哺乳ロボット

導入前

搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要

自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい

毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)

分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視

子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要

導入後

自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果
Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減

搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果
Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少

発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果
Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)

分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減
Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)

自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果
Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

		R2	R3	R4	R5	R6	
酪農	全国	離脱者数	504	472	794	700	567
		新規就農者数 (うち新規参入者)	105 (37)	92 (38)	56 (22)	95 (42)	73 (36)
	うち北海道	離脱者数	134	151	243	249	220
		新規就農者数 (うち新規参入者)	72 (28)	53 (26)	35 (17)	59 (33)	38 (19)
肉用牛	全国	離脱者数	1,354	1,487	1,644	2,016	2,181
		新規就農者数 (うち新規参入者)	235 (61)	223 (69)	156 (84)	162 (64)	115 (65)
	うち九州・沖縄	離脱者数	708	809	823	1,026	1,256
		新規就農者数 (うち新規参入者)	163 (36)	156 (43)	93 (45)	93 (31)	61 (31)

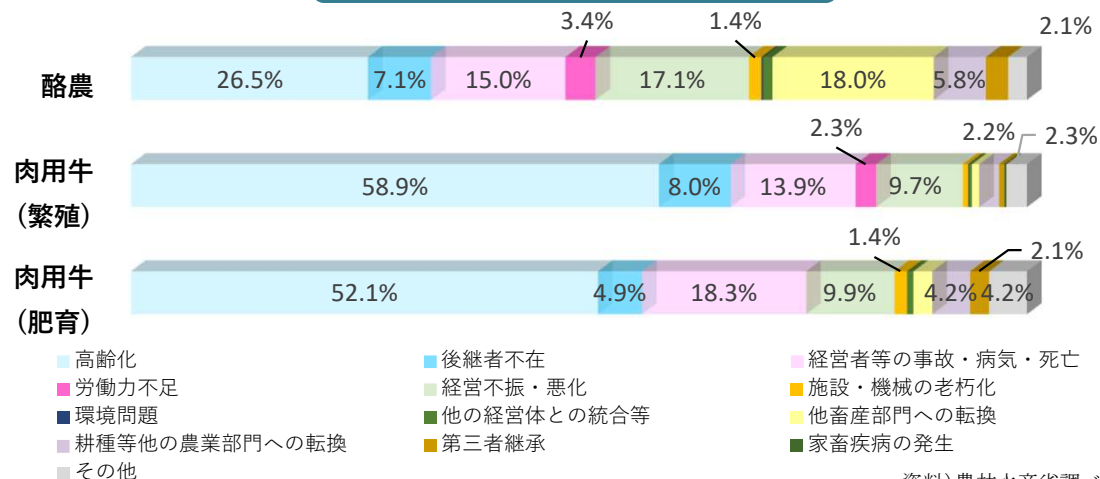
「新規就農者」：経営者として新規に就農した者（新規参入者、Uターン就農者）

「新規参入者」：農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

「Uターン就農者」：農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者

資料）農林水産省調べ

離脱要因 (R6)



資料）農林水産省調べ

【R6補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)
319億円の内数

- 新規就農者に対し、施設整備や家畜導入に要する経費、経営資源の継承手続きに要する経費を支援。

【R7当初】新規就農者育成総合対策

107億円

- 経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- 就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付。

【R7当初】雇用就農資金

30億円

- 雇用就農の促進のための資金を交付。
- 就農希望者が農業にチャレンジしやすくするトライアル雇用就農の推進を支援。

【R7当初】青年等就農資金

融資枠 180億円

- 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援。

【R7 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- 担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- 生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- 酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R7当初】農地利用効率化等支援交付金

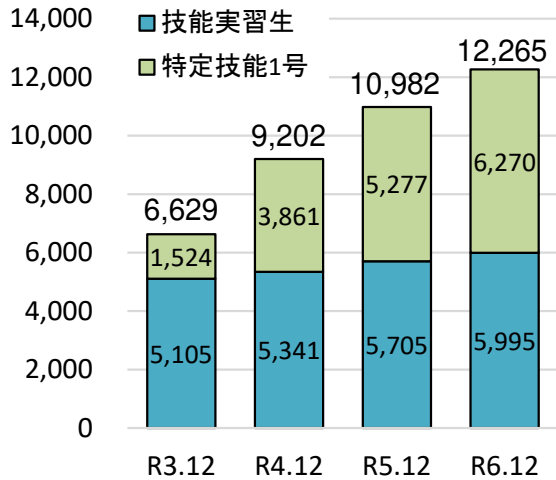
20億円

- 地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。

畜産における労働力不足対応(外国人材の活用)

- 技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用も進展。
- 入管法等の改正(R6.6)に伴い、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設(R9施行予定)。
- 外国人材の定着・活躍には、待遇や仕事面だけでなく、生活面の支援や地域の理解醸成等の環境整備が重要。

畜産分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



国籍・都道府県別特定技能1号外国人数ベスト3(畜産分野・R6年末時点)

ベトナム	2,274人
インドネシア	2,152人
フィリピン	612人
ほか	
北海道	1,689人
茨城県	516人
千葉県	479人
ほか	

現行制度と育成就労制度の比較

	技能実習制度(現行)	育成就労制度(R9~)
目的	技能移転による国際貢献	人手不足分野における人材確保と人材育成
在留期間	1号:1年 2号及び3号:2年 (実習終了後は原則帰国)	3年 →特定技能1号水準の人材を育成。 特定技能への移行により、 長期間産業を支える人材を確保。
従事可能業務	・ 畜産農業全般(第1号) ・ 酪農、養豚、養鶏 (第2号、第3号)	畜産農業全般

出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」、「特定技能在留外国人数」

【優良事例】株式会社メイプル牧場(酪農・肉牛一貫、島根県)

<経営の概況>

肉用牛 330頭(うち繁殖雌牛200頭弱)
乳用牛 1,600頭(搾乳1,100頭)
職員 日本人28名、外国人18名



外国人材(ベトナム)

<受入れのための取組>

- ・常に登録支援機関に相談できる体制(SNS)
- ・通訳を介した、毎月の個人面談
- ・家具・家電、Wi-fi等完備の宿舎を整備。
- ・日本人と区別をしないキャリアアップ
- ・地域の行事にも積極的に参加。



敷地内の宿舎

資料：農業分野における特定技能外国人受入れ優良事例集を基に作成

特定技能制度の概要

	特定技能1号	特定技能2号
目的	人手不足分野における人材確保	
技能水準	相当程度の知識・経験 (即戦力となる人材)	熟練した技能 (高度な技術的・専門的判断が可能な人材) (監督者として業務を統括できる人材)
在留期間	最大5年 (1年以内の期間で更新)	制限なし (3年以内の期間で更新) ※条件を満たせば家族の帯同も可能
従事可能業務	畜産農業全般	

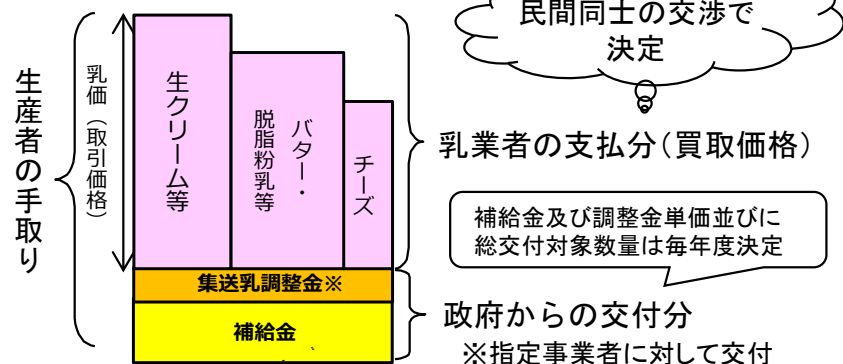
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

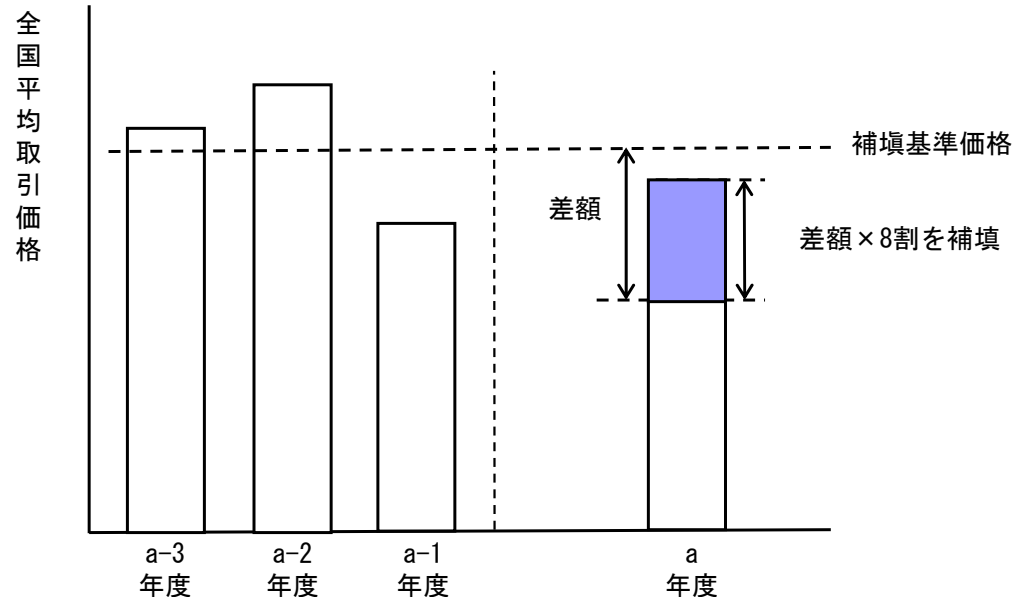
加工原料乳生産者補給金制度

令和7年度

加工原料乳生産者補給金単価	9.09円/kg	} 11.90円/kg
集送乳調整金単価	2.73円/kg	
[関連対策 総交付対象数量	0.08円/kg]	} 343万トン
[関連対策 総交付対象数量	325万トン	
[関連対策	18万トン]	

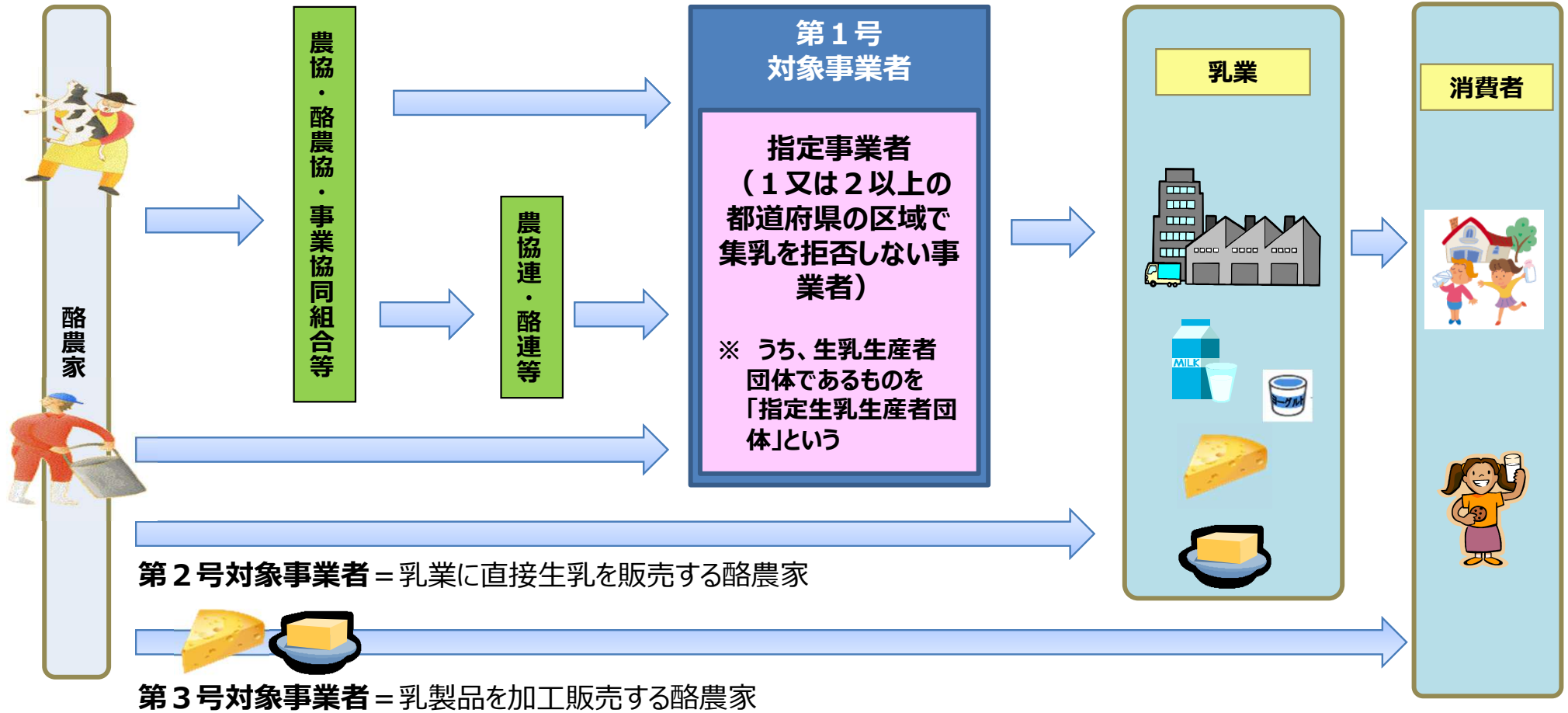


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



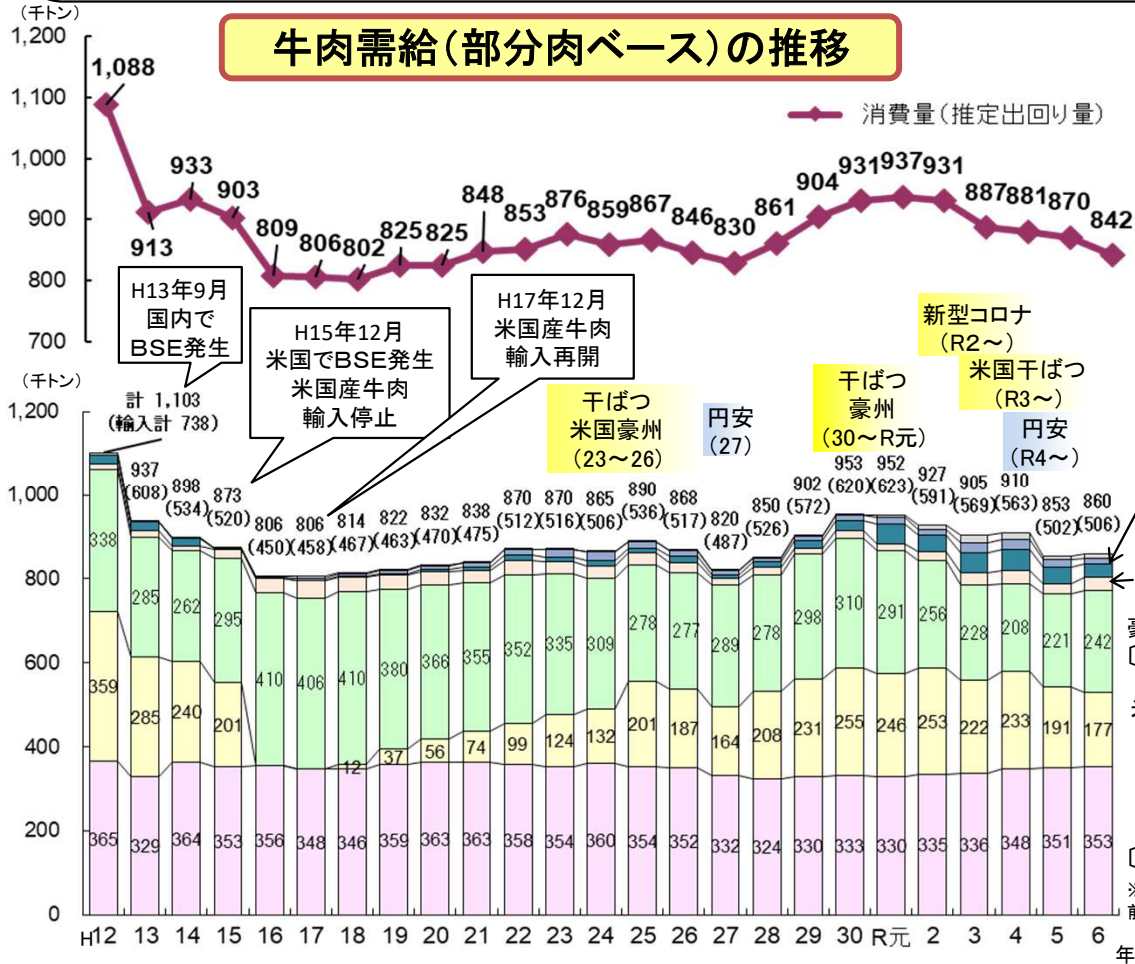
- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

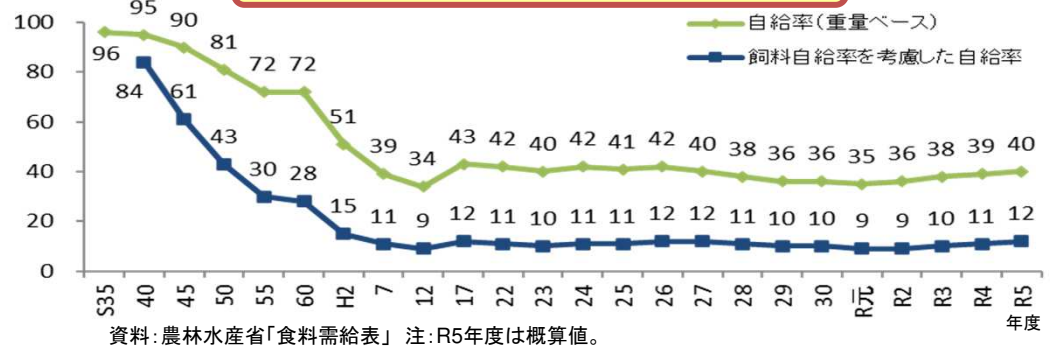
牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降5年連続で減少。令和6年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響により、84.2万トンで推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向だが、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和6年度は、全体では35.3万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで40%。

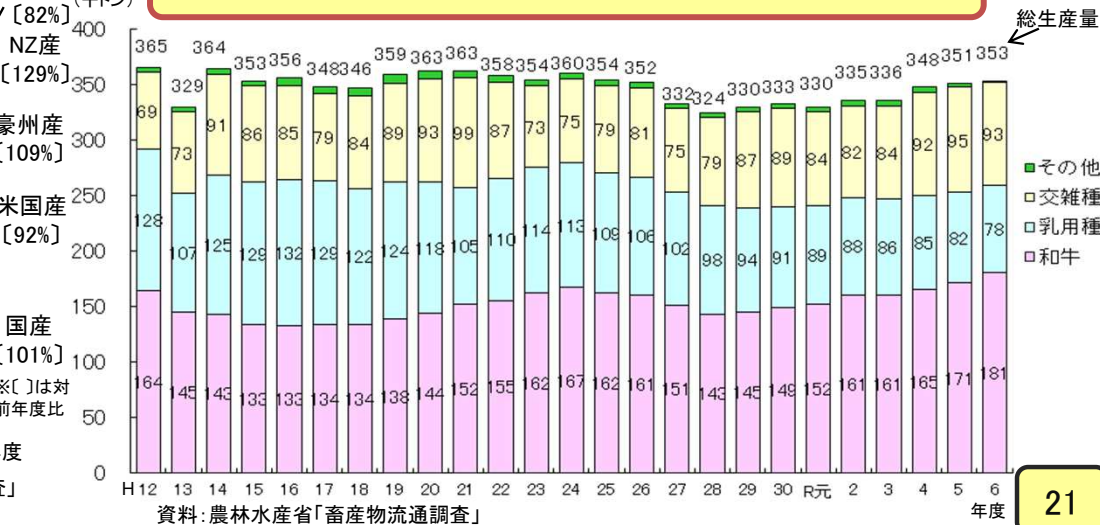
牛肉需給(部分肉ベース)の推移



牛肉の自給率の推移



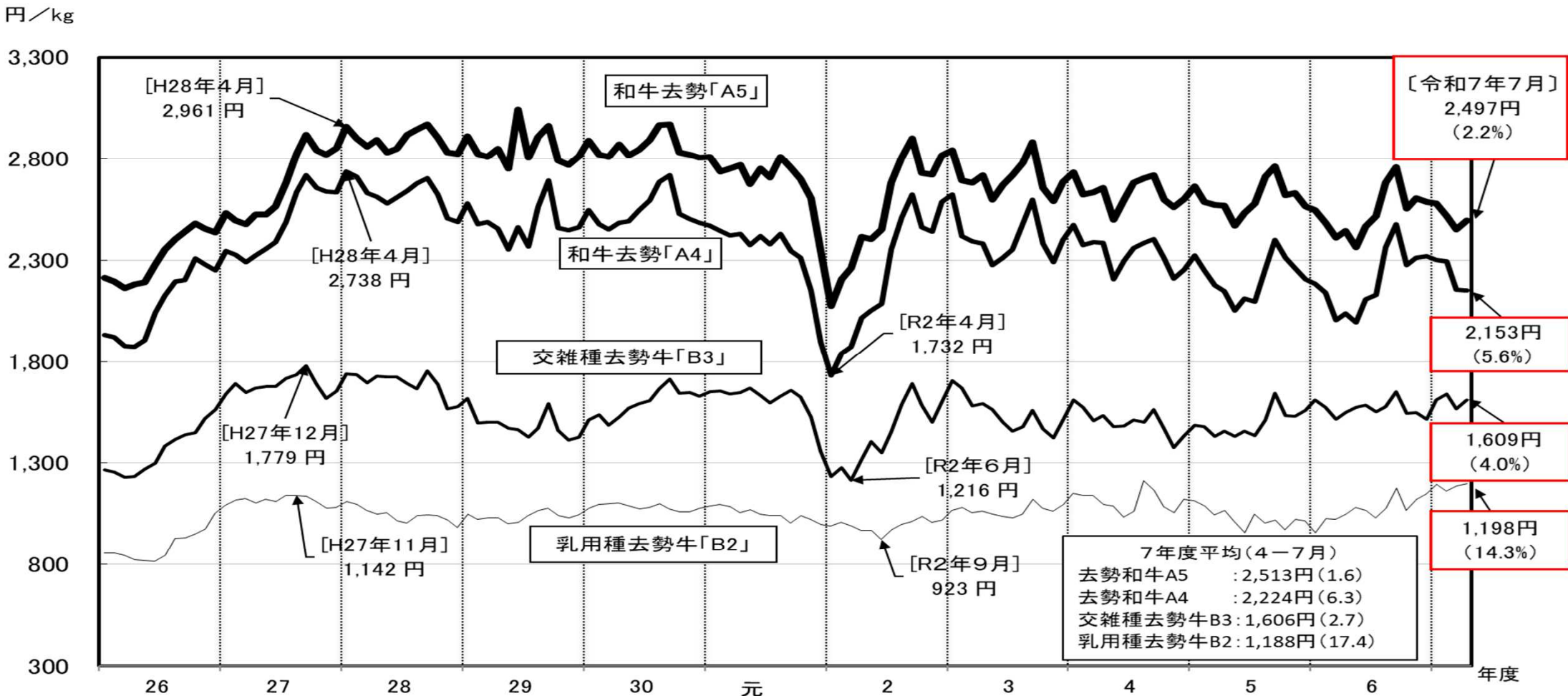
品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料:農林水産省「畜産物流通調査」「食料需給表」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

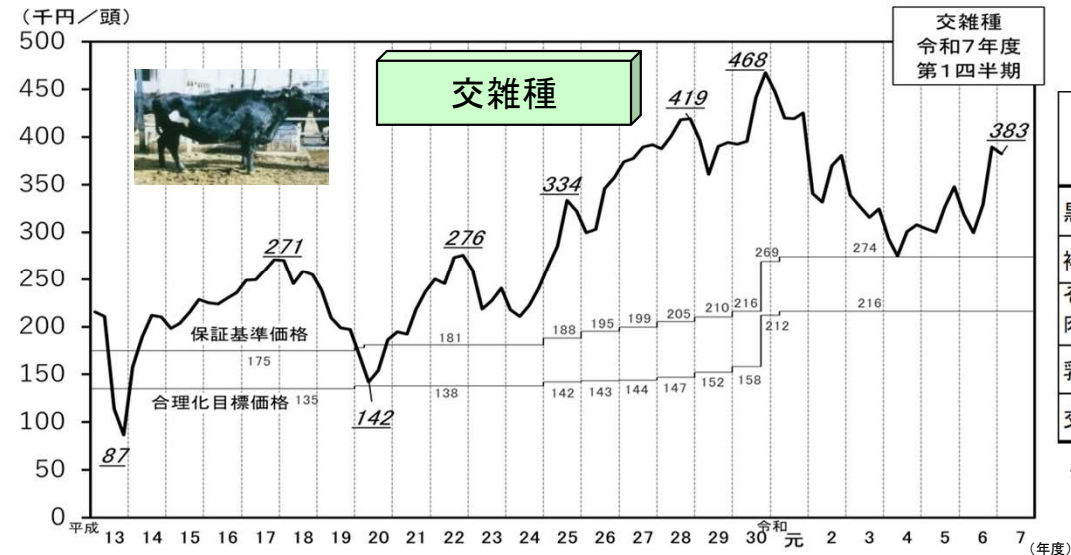
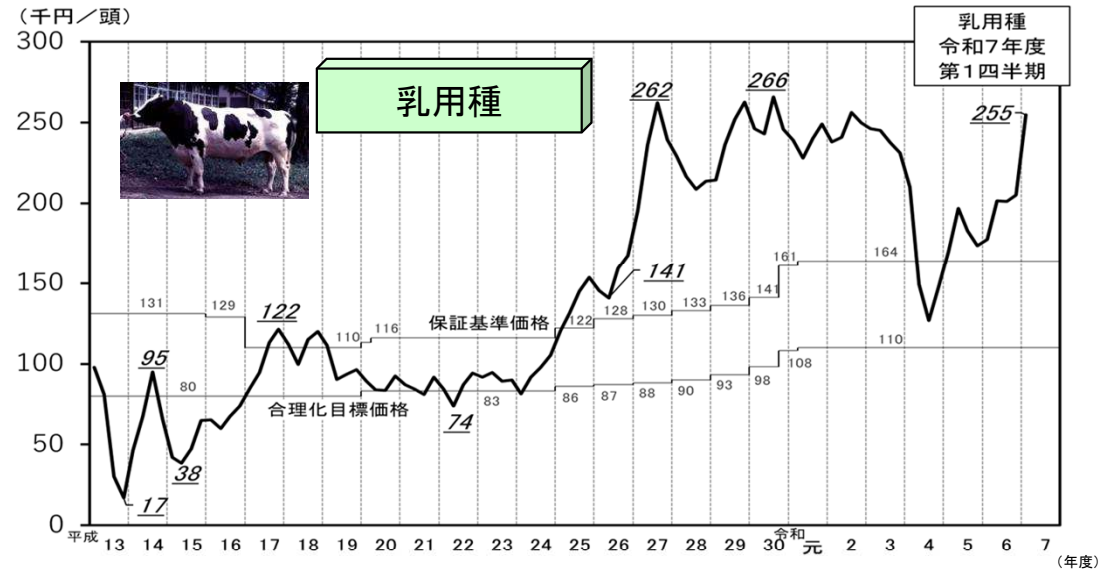
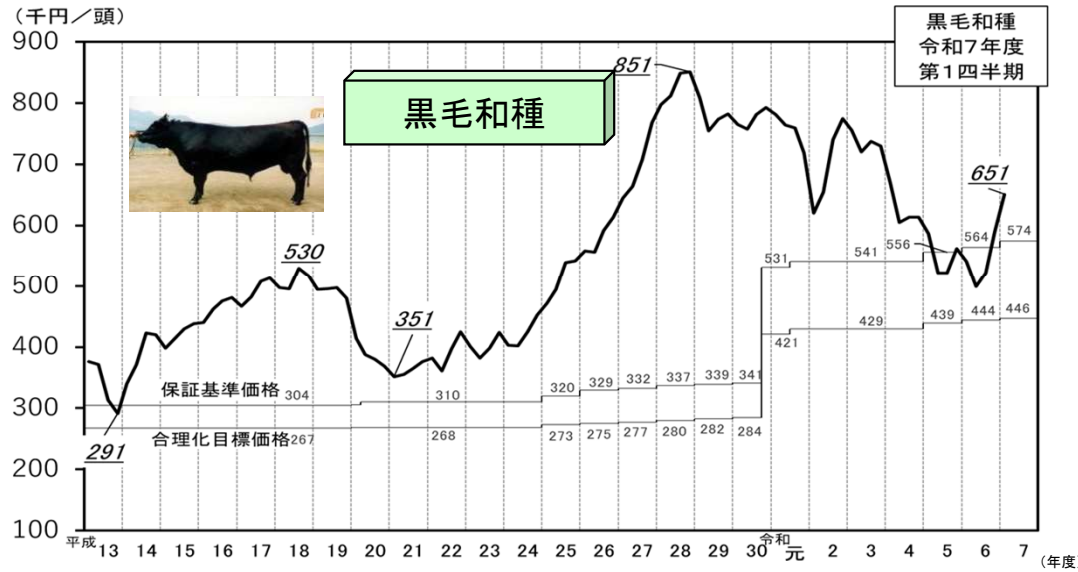
- ・ 和牛の価格は、令和元年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下したが、令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月には、コロナ前(R元年.11月)を上回る水準まで回復。
- ・ 令和3年度は、断続的なコロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等の低迷により、コロナ前(R元年1~12月)を下回って推移。
- ・ 令和4年度及び5年度は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響により、前年を下回って推移。
- ・ 令和6年度は、年度全体では前年を下回って推移したが、後半にかけて比較的値ごろな4等級等では前年を上回る水準で推移。
- ・ 令和7年度は、前年を上回る水準で推移。



資料: 農林水産省「畜産物流通統計」
注: ()内は前年同月比。

肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月以降、再び下落。直近の令和7年度第1四半期は、3品種とも保証基準価格を上回って推移。



令和4～7年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R4年度				R5年度				R6年度				R7年度
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	34.40	33.50	0	22.60	65.10	42.10	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	67.63				90.51				49.90				—
乳用種	0	14.50	36.60	15.90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。

区 分 / 年		29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5	6	7
肉用牛	戸数(千戸)	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5	34.0
	(対前年増減率)(%)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	-	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)	(▲6.8)
	頭数(千頭)	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672	2,595
	(対前年増減率)(%)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	-	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)	(▲2.9)
	1戸当たり(頭)	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8	29.4
	頭数(千頭)	597	610	626	605	622	633	637	645	640	611
	1戸当たり(頭)	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1	20.8
うち 肥育牛 ※注2	戸数(千戸)	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6	9.5
	頭数(千頭)	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617	1,577
	1戸当たり(頭)	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7	166.0

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

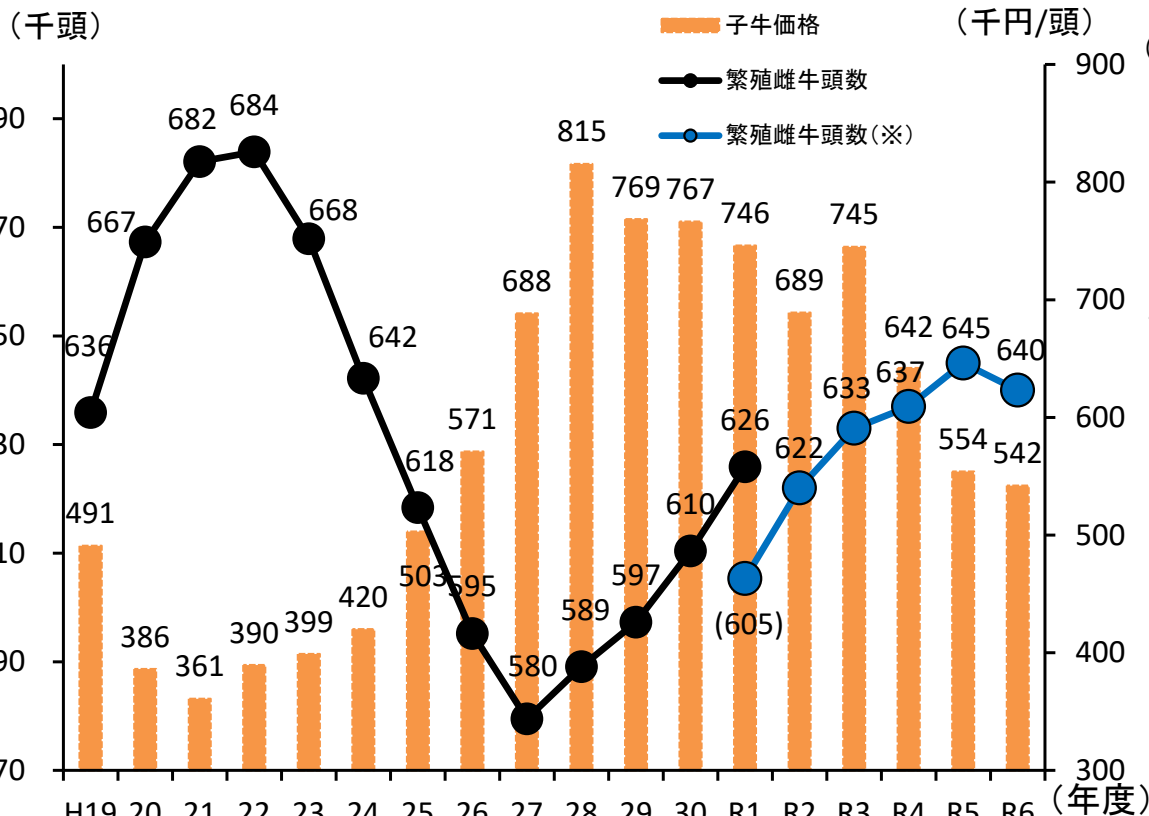
3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

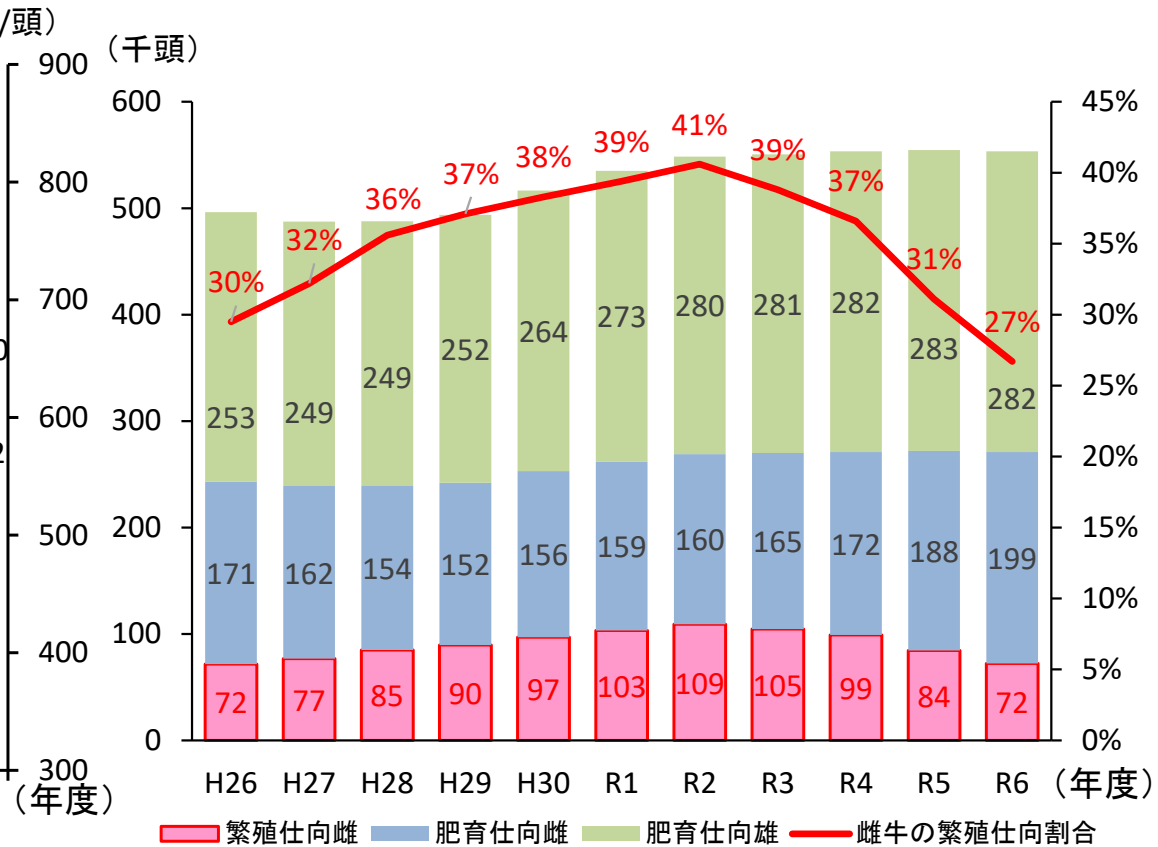
- ・肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、令和5年まで増加したものの、令和6年は64万頭と微減。
- ・雌牛の中で繁殖に仕向けられる割合については、令和2年度まで上昇傾向で推移したが、令和3年度以降低下し令和6年度は27%。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)
 注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。
 子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)

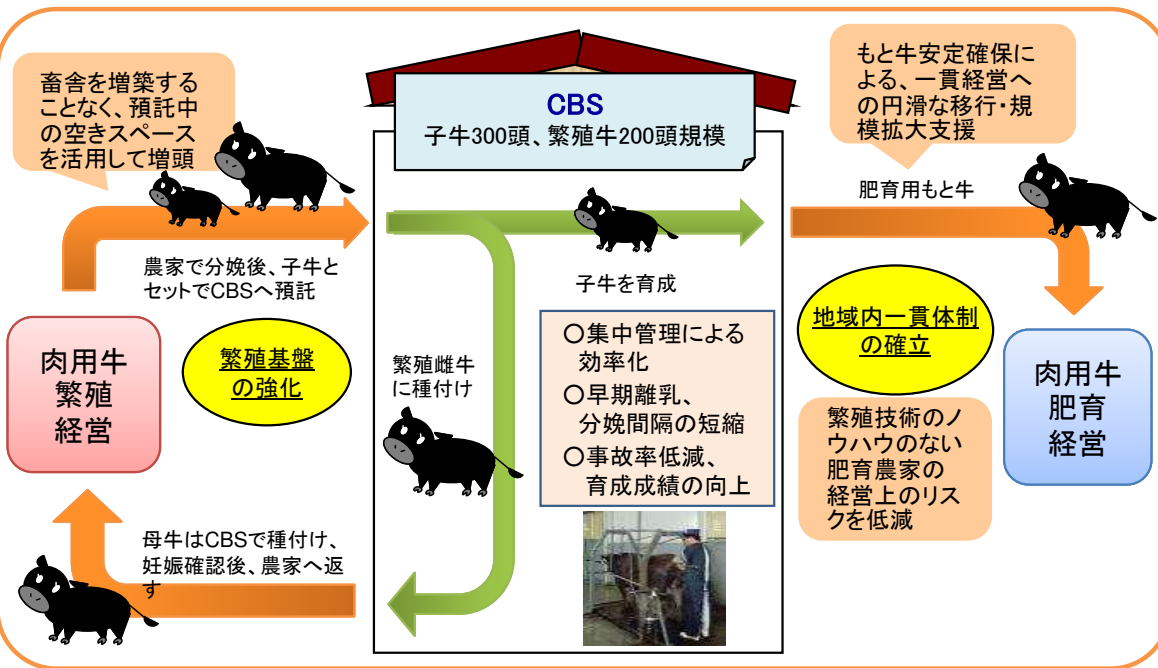


注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛へ更新を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



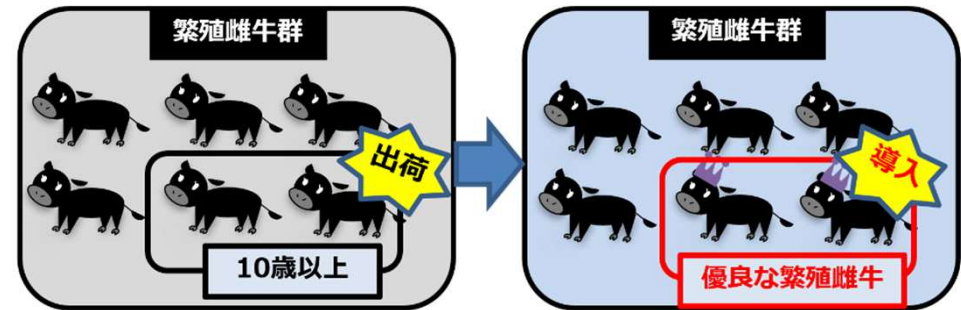
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛への更新支援

- 高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭



取組の効果

- 繁殖雌牛群の能力向上
- 肉質や増体に優れた子牛生産による販売価格の上昇

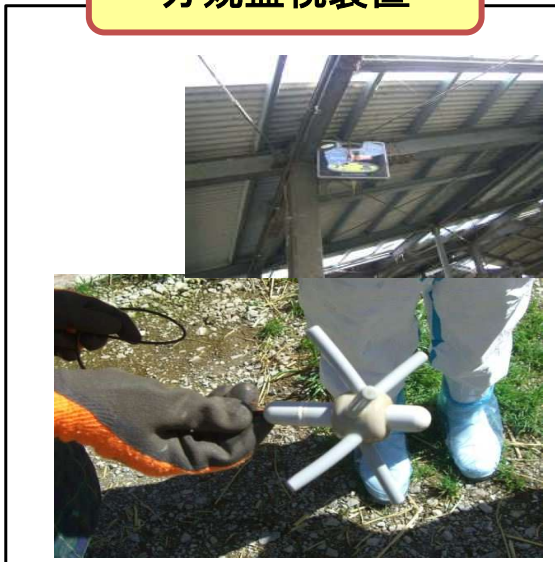
ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の全体像(令和7年度)

- 肉用子牛生産者補給金は、全国の平均売買価格が保証基準価格(黒毛和種は57.4万円)を下回った場合に、その差額の10/10を国が交付。
- 優良和子牛生産推進緊急支援事業は、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて最大3万円/頭を定額で交付。
- 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業(緊急特別対策)を新設。和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて1万円/頭(離島等は5万円/頭)を定額で交付。

61万円(黒毛)

【発動基準・発動額】(R7.4~R8.3)

品種区分	発動基準	発動基準	発動基準
黒毛和種	61万円未満	59万円未満	58万円未満
必要取組数	2つ	3つ	4つ
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭
褐毛和種	56万円未満	54万円未満	53万円未満
その他肉専	36万円未満	34万円未満	—

【飼養管理向上の取組】

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
<ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

【発動基準・発動額、取組】(R7.4~R8.3)

品種区分※1	発動基準	発動額	
		離島等以外	離島等※2
黒毛和種	61万円	1万円	5万円
褐毛和種	56万円		
その他肉専	36万円		
必要取組	各和子牛産地※3で下の内容を含む基盤強化計画を作成。 下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。 ① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産(子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施)		

- ※1 自家保留牛も対象
- ※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡
- ※3 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

臨時対策

緊急特別対策(新設)

57.4万円

保証基準価格

10/10

全国平均売買価格

【平均売買価格は四半期毎(その他肉専は年度毎)に算定】

子牛補給金

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和7年度) (単位:千円/頭)

	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	574	523	334	164	274
合理化目標価格	446	406	259	110	216

[生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4

- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)

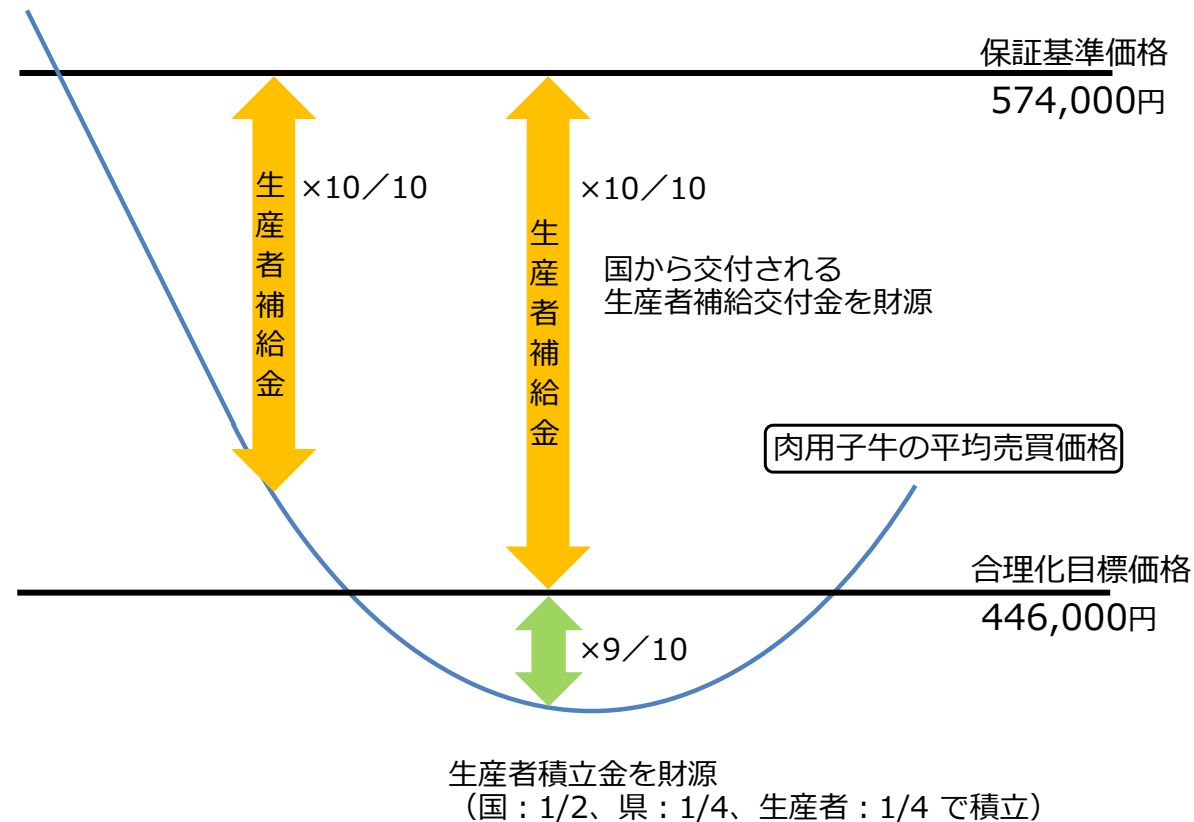
褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)

その他肉専用種: 20,000円/頭 (5,000円/頭)

乳用種: 5,000円/頭 (1,250円/頭)

交雑種: 2,400円/頭 (600円/頭)

【黒毛和種の場合】



≪R7年度所要額:662億円≫

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 [肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。]

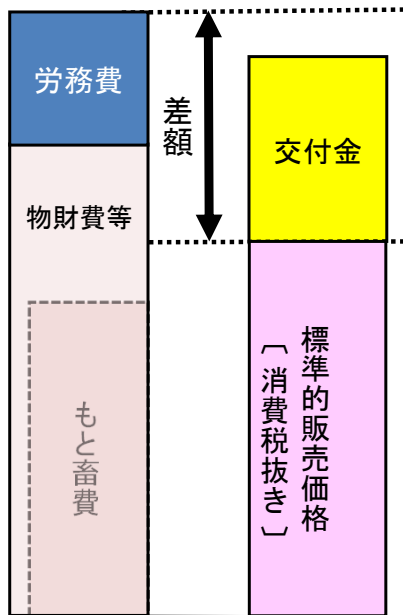
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭
 交雑種：17,000円/頭
 乳用種：18,000円/頭
 ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円/頭)

標準的
生産費
〔消費税抜き〕



品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北海道	36,834	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	8,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
島根県		—	
岡山県		—	
広島県		—	
山口県		—	

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		34,716

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

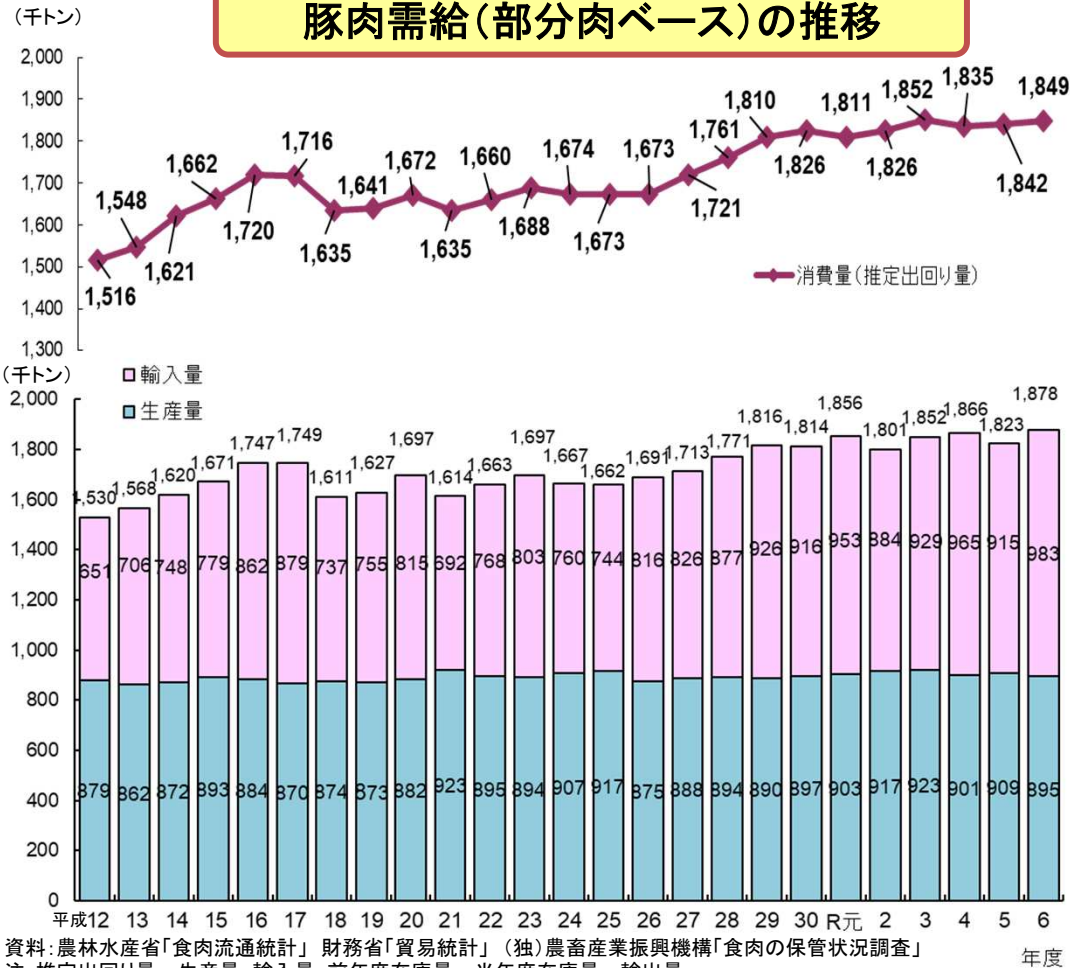


【豚肉関係】

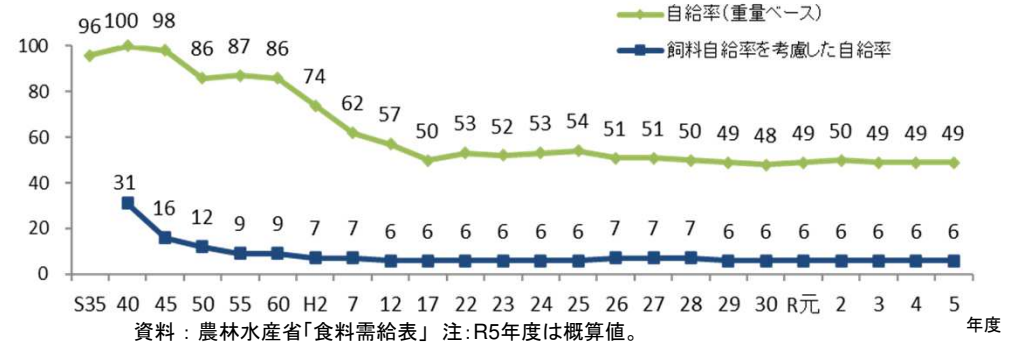
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。さらに平成29年度以降、豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和6年度は、輸入量の増加により、185万トンで推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和6年度では89.5万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。

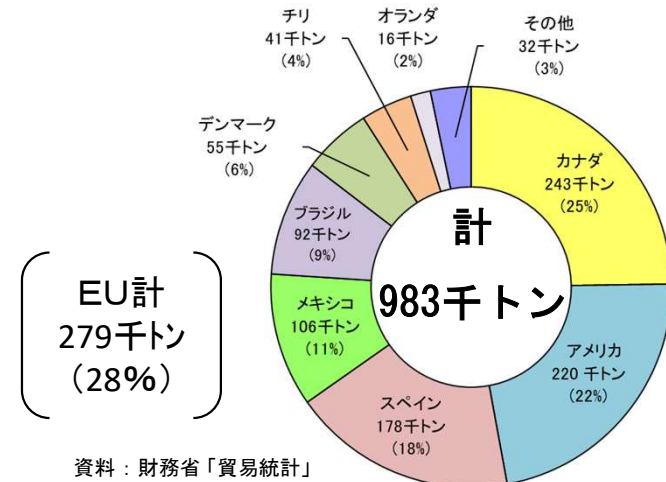
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



豚肉の自給率の推移

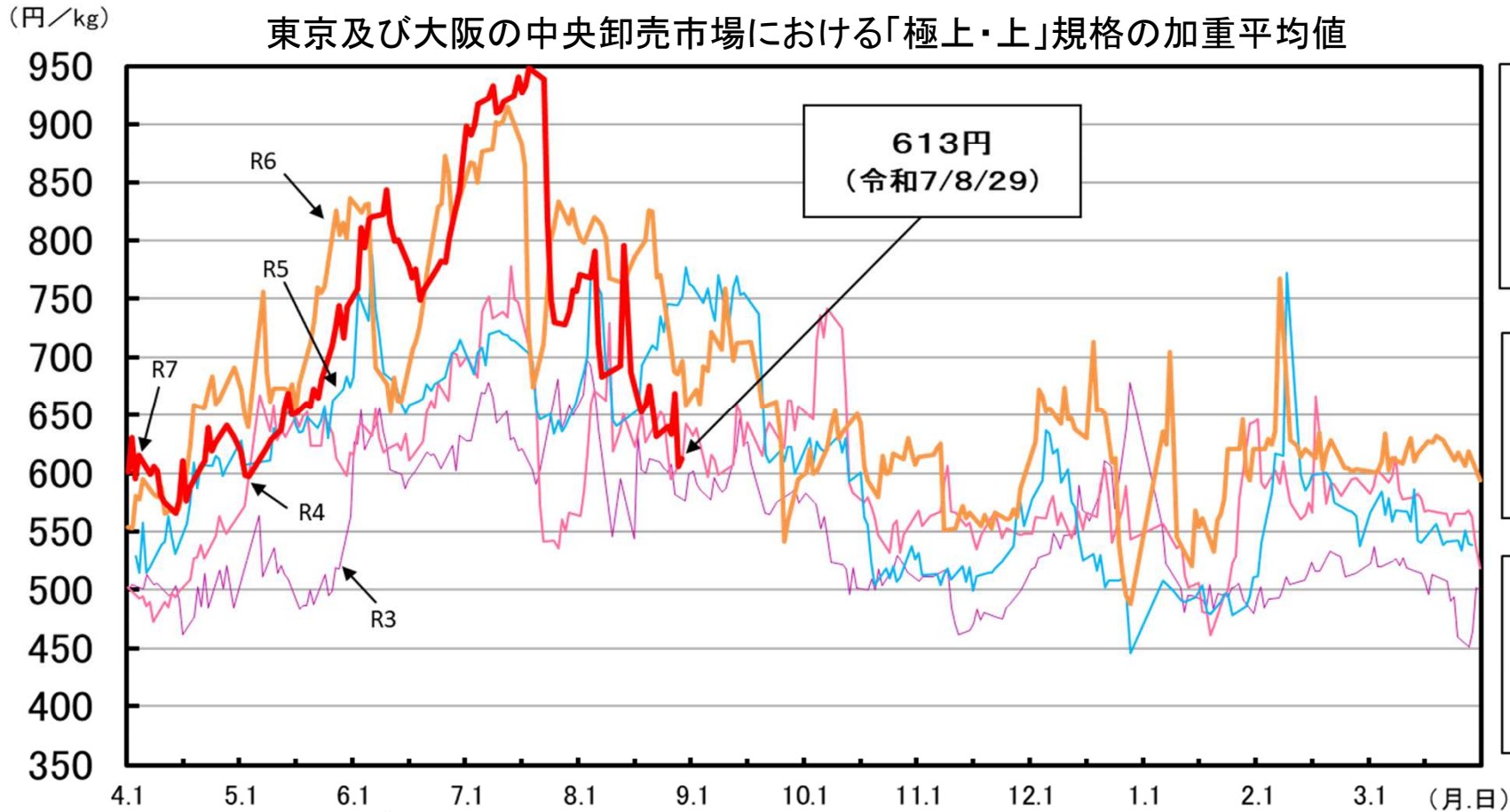


国別輸入量(部分肉ベース)令和6年度



豚枝肉卸売価格の推移

- 令和3年度は、旺盛な「巣ごもり需要」により、前年を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4・5・6年度は、節約志向の高まり等による需要の増加により、国産豚肉の引き合いが高く、堅調に推移し、3年連続過去最高の平均価格を更新。
- 令和7年度も、高い水準で推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比:22.6%)。



年度平均価格	
令和3年度	547円
令和4年度	595円
令和5年度	605円
令和6年度	665円
令和7年度	(4~8月)719円

※令和7年8月は速報値

月別平均価格	
最高値	令和7年7月:867円
最低値	令和3年11月:491円

日別平均価格	
最高値	令和7年7月18日:948円
最低値	令和5年12月28日:446円

資料:「畜産物流通調査」農林水産省統計部
 注1:東京・大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)
 注2:土・日曜日、祝日の価格を除く。
 注3:卸売価格は税込価格

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370	3,130
(対前年増減率) (%)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)	(▲7.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958	972	910
戸数シェア (%)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)	(31.8)
飼養頭数(千頭)	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956	8,798
(対前年増減率) (%)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)	(▲1.8)
うち子取用雌豚(千頭)	885	845	839	824	853	823	789	792	758
(対前年増減率) (%)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)	(▲4.2)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753	6,634
頭数シェア (%)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)	(78.8)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6	2810.9
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

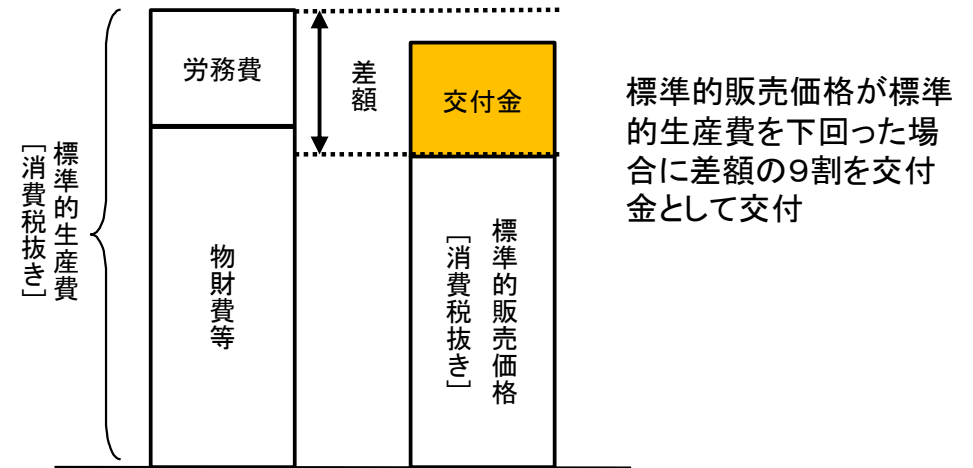
- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3：1
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和7年度所要額》 168億円



平成22～令和7年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

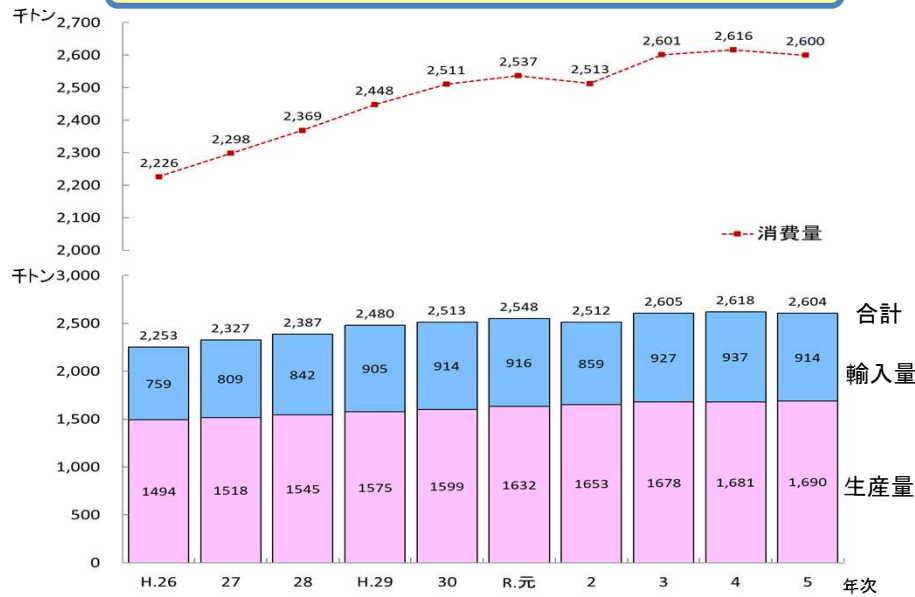
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和6年度	令和7年度 第1四半期 (確定)	
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3			第4
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

【鷄肉關係】

鶏肉の需給動向

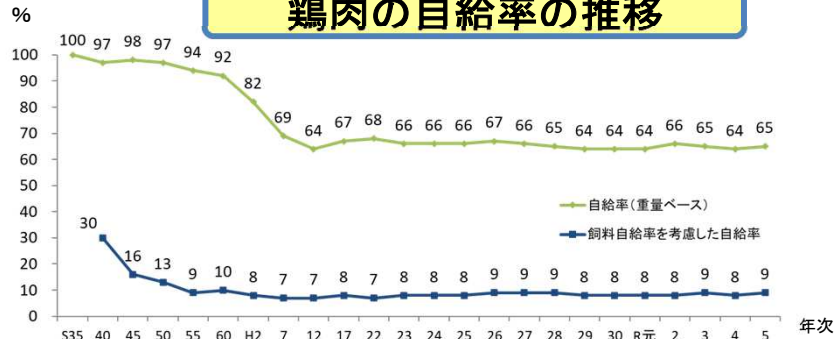
- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移。
- 生産量は、需要が堅調に推移していることから、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新。
- 輸入量は、国内消費量の3~4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイ・中国。

鶏肉需給の推移(調製品を含む)



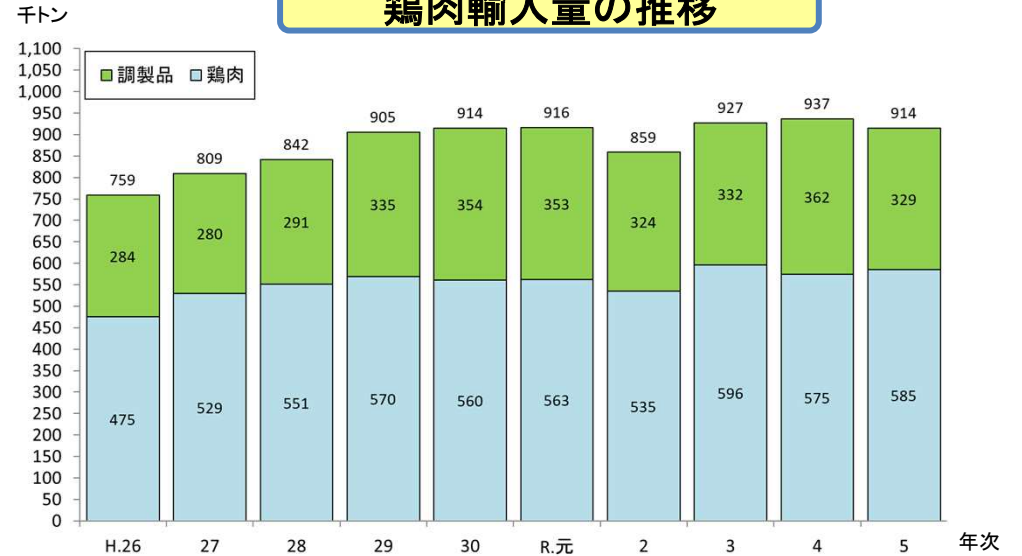
資料：農林水産省「食料需給表」
 注1：消費量は、「生産量+輸入量-輸出力-在庫の増加量」により推計。
 2：鶏肉調製品を含む

鶏肉の自給率の推移



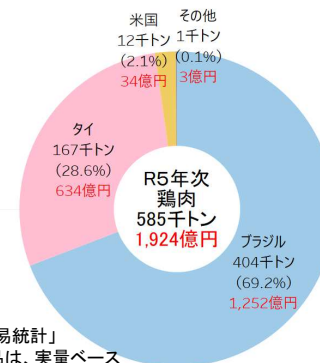
資料：農林水産省「食料需給表」
 注：H20年度以前は年度ベース。

鶏肉輸入量の推移

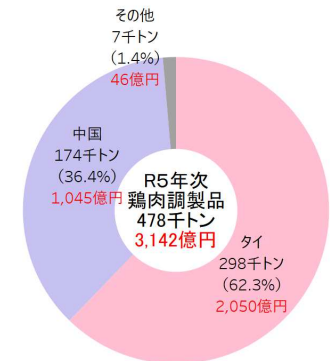


資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」
 注：鶏肉調製品は、骨付き肉量ベース

鶏肉



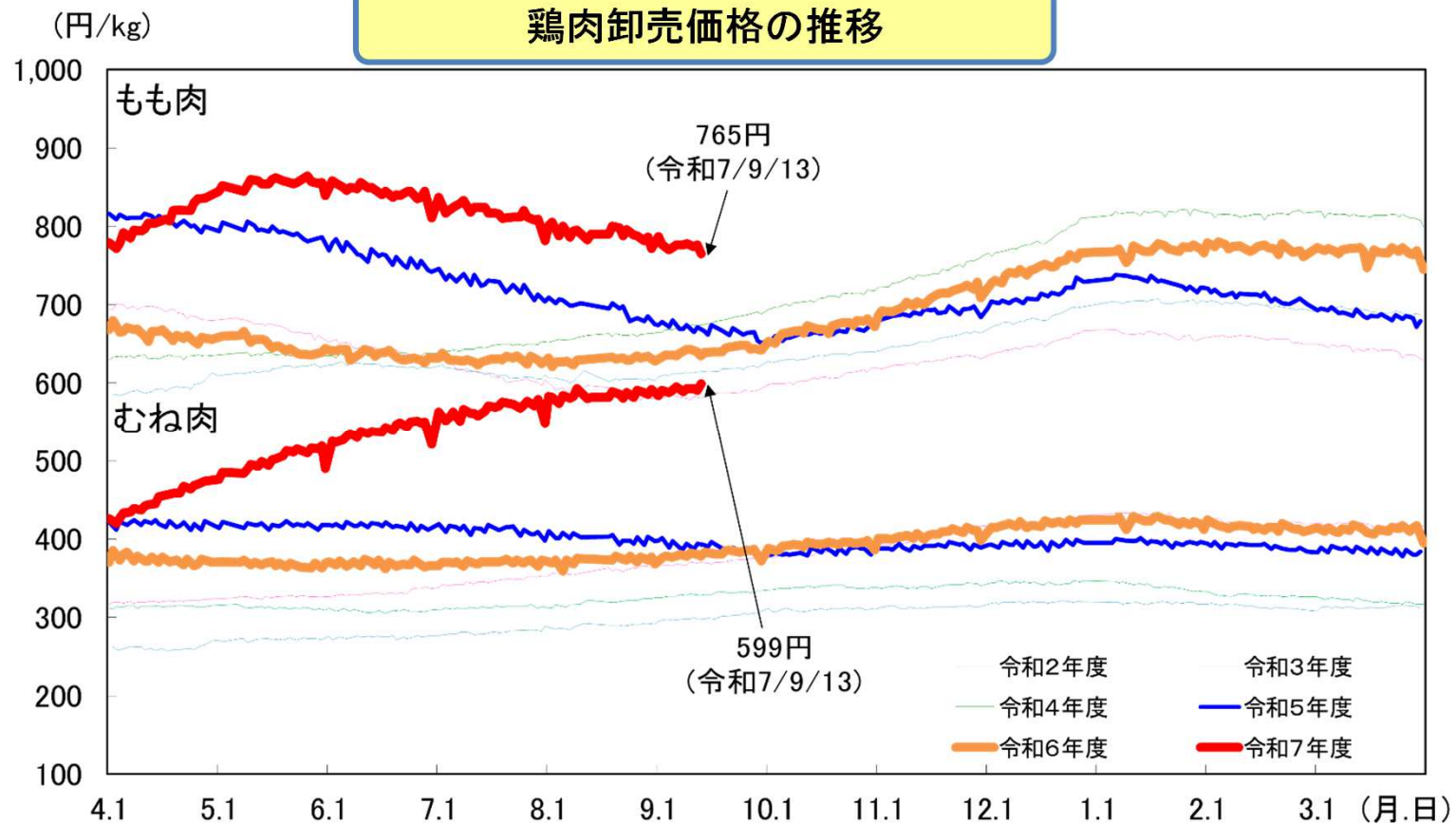
鶏肉調製品



資料：財務省「貿易統計」
 注：鶏肉調製品は、実量ベース

鶏肉卸売価格の推移

- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を大きく上回る水準で推移。
- 令和5年度は、令和4年度と同様の状況が続いたものの高値疲れもあり、もも肉およびむね肉の価格は下落傾向で推移したが、例年を上回る水準で推移。
- 令和6年度は、節約志向の高まり等により、鶏肉の需要は堅調であり、もも肉、むね肉ともに例年を上回る水準で推移。
- 令和7年度は、堅調な需要を背景に例年を上回る水準で推移。



資料:農林水産省統計部調べ

鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

区 分 / 年	26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100	2,050
(対前年増減率)(%)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)	(▲2.4)
飼養羽数(千羽)	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463	144,859
(対前年増減率)(%)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)	(2.4)
出荷戸数(戸)	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100
うち50万羽以上層(戸)	230	266	268	272	282	298	313	277	312
戸数シェア(%)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)	(14.9)
出荷羽数(千羽)	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878	731,847
うち50万羽以上層(千羽)	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874	387,559
羽数シェア(%)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)	(53.0)
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7
一戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5

資料: 農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1: 50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2: 平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

3: 2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

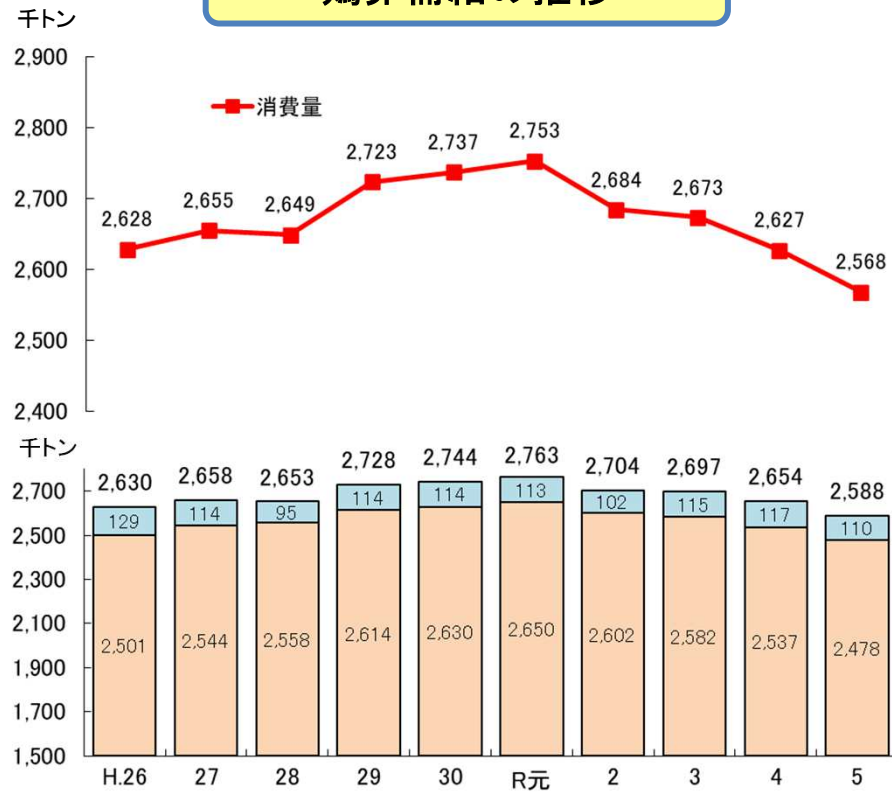
4: 平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

【鷄卵關係】

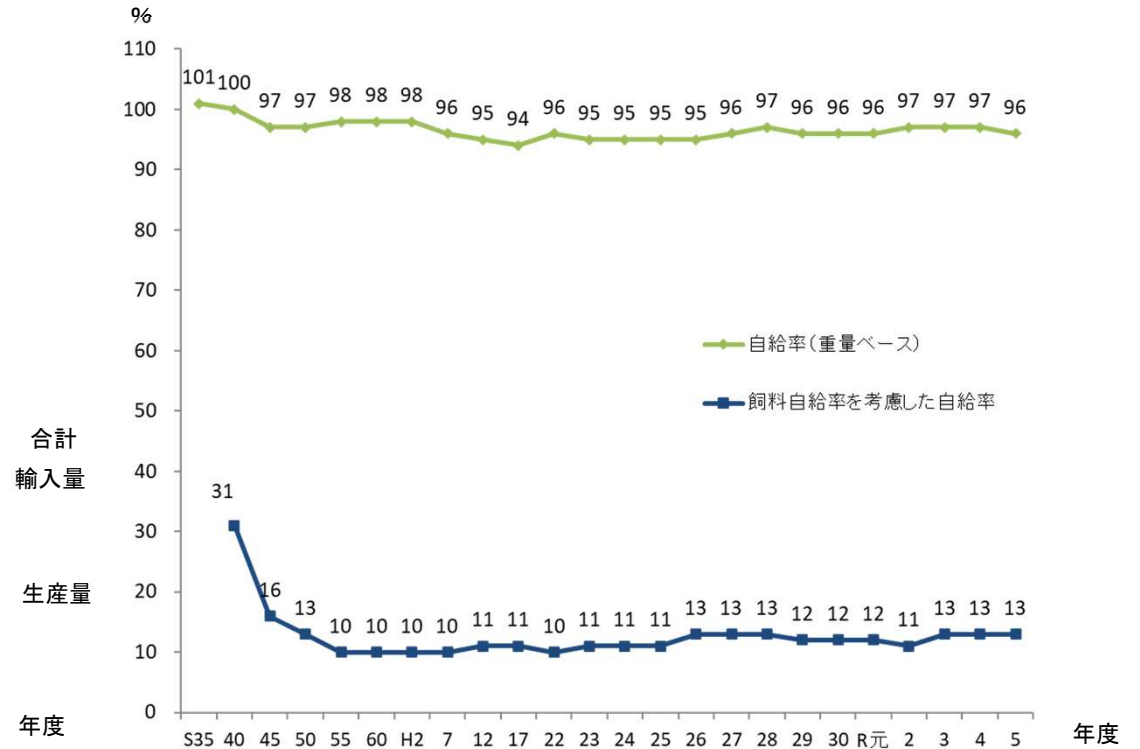
鶏卵の需給動向

- 消費量は平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による供給の減少により、それぞれ前年度を下回って推移。
- 生産量は、平成26年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生により、それぞれ前年度を下回って推移。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



鶏卵の自給率の推移



資料:農林水産省「食料需給表」

注1:R5年度は概算値。

2:消費量は、「生産量+輸入量-輸出品」により推計。

3:輸入量は殻付き換算。

資料:農林水産省「食料需給表」

注:R4年度は確報値、R5年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和4年度は、10月以降の鳥インフルエンザ発生により、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼり、年度末にかけて大幅な高値で推移。
- ・ 令和5年度は、鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んだことや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復しなかったこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移し、1月以降は鶏卵生産者経営安定対策事業が発動したことにより、例年並みの水準で推移。
- ・ 令和6年度は、引き続き加工用の需要が減少していたことにより、夏までは価格が低迷し、鶏卵生産者経営安定対策事業の発動が続いたが、夏以降は猛暑の影響や、1月に鳥インフルエンザの発生が頻発したこと等により、例年よりも高い水準で推移。
- ・ 令和7年度は、前年度の鳥インフルエンザの発生の影響により、例年よりも高い水準で推移していたが、鳥インフルエンザの発生農場における再導入が徐々に進んでいること等により、7月以降は下落。9月に入り、外食での月見需要等により上昇。

標準取引価格(日毎)の推移



資料:一般社団法人 日本養鶏協会

注:標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は令和3年以降減少傾向で推移していたが、令和6年はわずかに増加。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸)	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690	1,640
(対前年増減率) (%)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)	(▲3.0)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	324	347	340	332	329	334	334	306	313
戸数シェア (%)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)	(21.3)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579	129,729
(対前年増減率) (%)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)	(0.9)
うち10万羽以上層(千羽)	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908	105,162
羽数シェア (%)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)	(81.1)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1

資料: 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1: 種鶏のみの飼養者を除く。

2: 10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3: 数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4: 平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

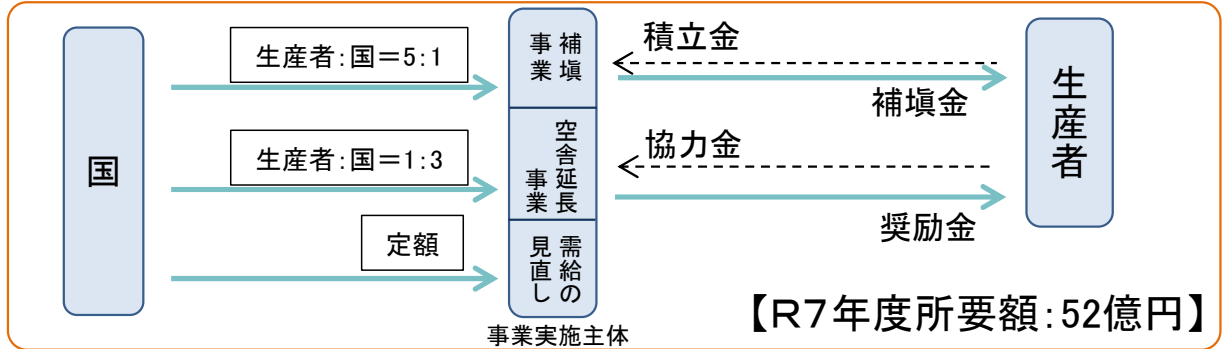
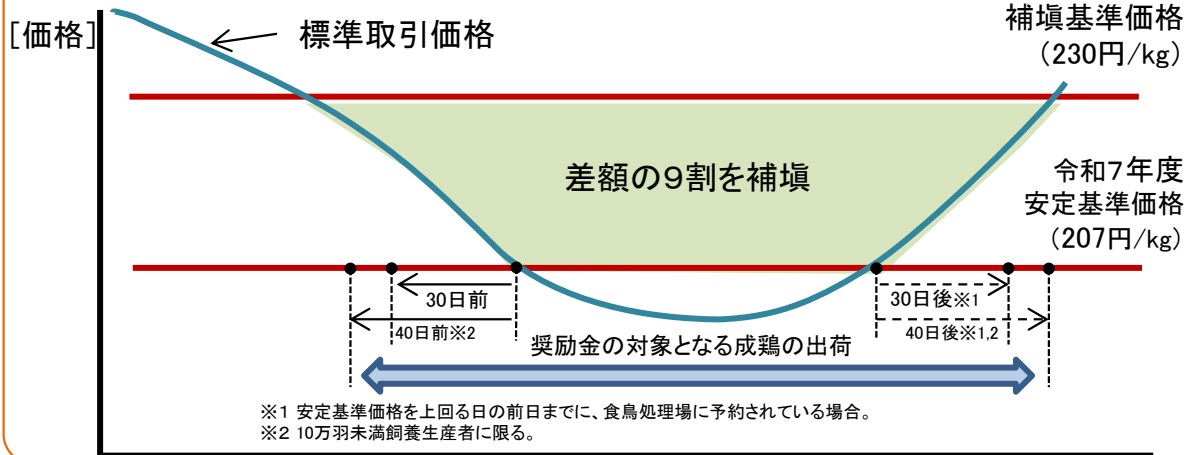
<奨励金単価（ ）内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上～90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽（930円/羽）
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

（1及び2の事業）



令和7年度補填金単価(単位:円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000							
単価	(6.831)	(18.000)	(18.000)	(11.943)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)

（ ）内は令和6年度実績。

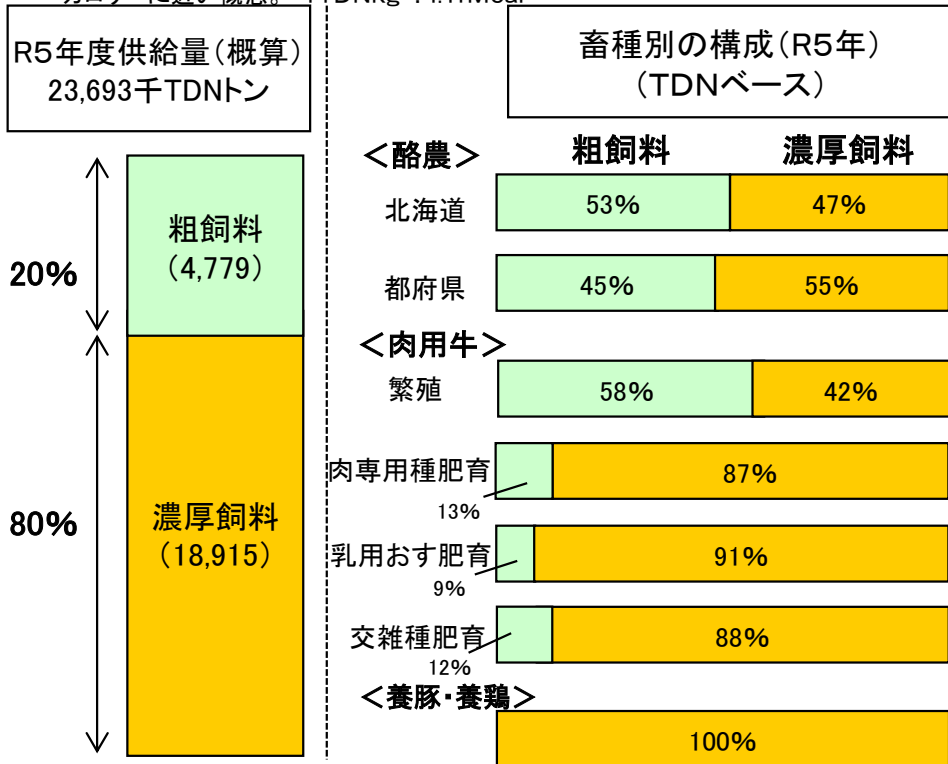
【飼料関係】

畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和5年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~6割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

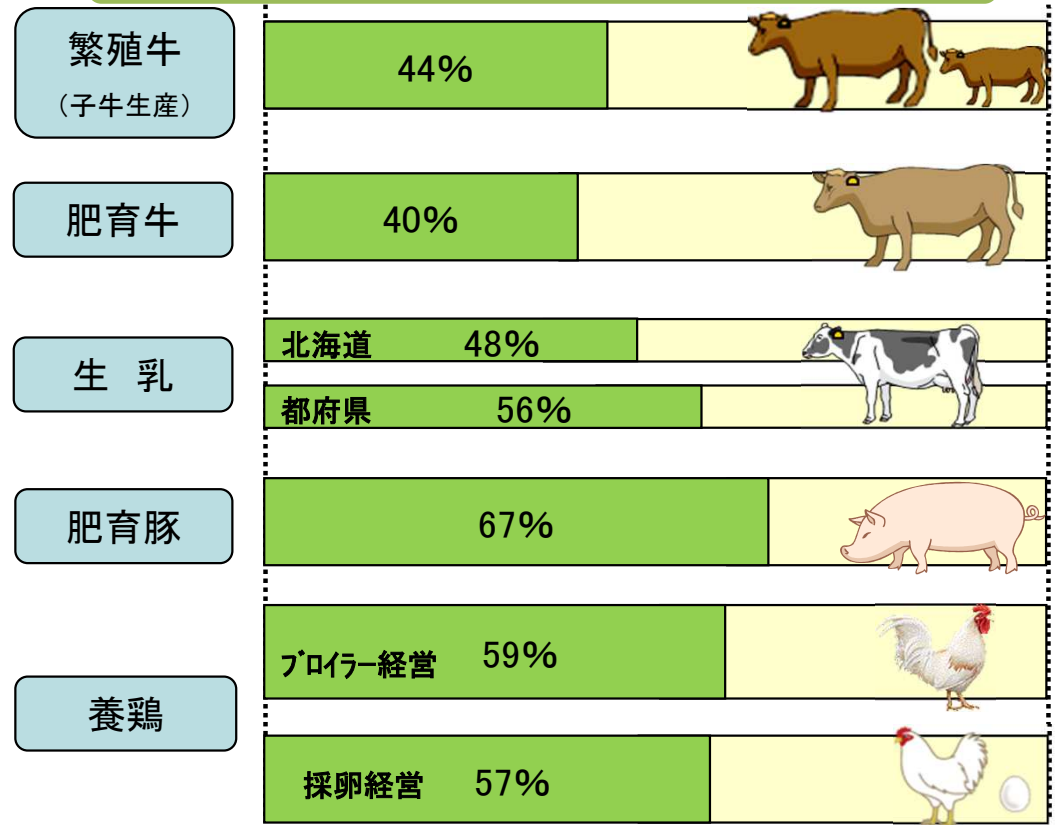
粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。
 カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal



粗飼料: 乾草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし等)、稲わら等
 濃厚飼料: とうもろこし、エコフィード、ふすま、大豆油かす等

経営コストに占める飼料費の割合(R5年)



資料: 農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」および「令和5年畜産物生産費統計(確報)」

注1: 繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり、生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

農林水産省「令和5年度飼料需給表(確報)」 農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」より試算

飼料自給率の現状と目標

- ・ 令和5年度(概算)の飼料自給率は、前年度から1ポイント高い27%となった。
- ・ 令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の飼料自給率目標を28%と設定している。

近年の飼料自給率の推移

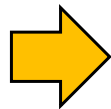
年度	H17	H22	H27	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (概算)
全体	25%	25%	28%	26%	25%	25%	25%	26%	26%	27%

資料:農林水産省「令和5年度飼料需給表(確報)」

食料・農業・農村基本計画における飼料自給率の現状と目標

[令和5年度概算]

27%



[令和12年度目標]

28%

資料:農林水産省「食料・農業・農村基本計画(令和7年策定)」

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針における 国産飼料の生産・利用の拡大に向けた取組の方向性

飼料生産も含めた地域計画のブラッシュアップを図りつつ、
国産飼料の生産・利用を拡大していくために、以下の取組を強力に推進。

- ・ 飼料生産組織の運営強化
- ・ 草地基盤整備の着実な実施
- ・ 労働生産性や単収の面で有利な飼料作物の作付拡大
- ・ 飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- ・ 耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、
効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- ・ スマート農業技術の開発・普及
- ・ 飼養管理の省力化等につながる放牧の更なる活用や公共牧場の
有効活用の推進

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン弱で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	R4年度	R5年度 (確々報値)	R6年度 (確報値)
とうもろこし	1,116	1,126	1,133
こりゃん	15	9	5
小麦	41	41	39
大麦	108	107	102
その他	4	4	4
合計	1,284	1,286	1,283

注: その他とは、えん麦、ライ麦である。

世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

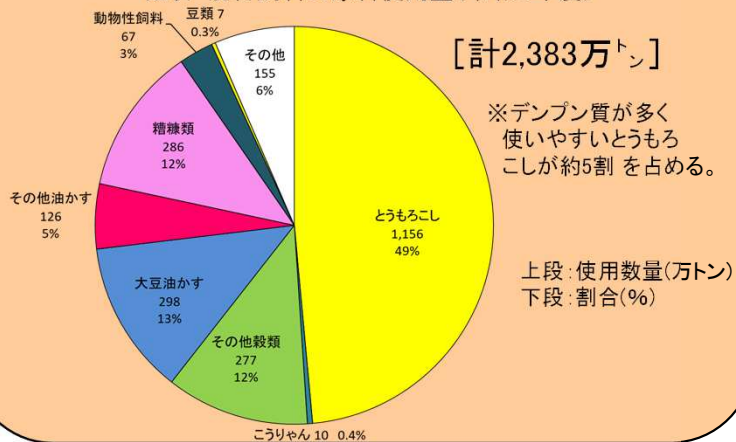
	R5/6輸出量	R6/7輸出量	R7/8輸出量 (予測)
①米国	57.3(30%)	71.9(37%)	75.6(37%)
②ブラジル	38.3(20%)	43.0(22%)	43.0(21%)
③アルゼンチン	36.3(19%)	34.5(18%)	37.0(18%)
④ウクライナ	29.5(15%)	20.6(11%)	25.5(13%)
世界計	192.6(100%)	193.8(100%)	201.7(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R4年度	R5年度 (確々報値)	R6年度 (確報値)
米国	44%	46%	81%
ブラジル	45%	42%	18%

配合・混合飼料の原料使用量(令和6年度)

[計2,383万トン]



※デンプン質が多く
使いやすいとうもろ
こしが約5割を占める。

上段: 使用数量(万トン)
下段: 割合(%)

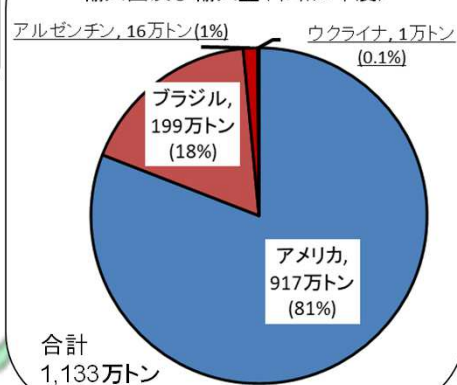
配合飼料: 家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たす
ように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料
混合飼料: とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

米国(令和6年度)
とうもろこし(81%)

米国産とうもろこしの需給 (百万トン)

	R5/6	R6/7	R7/8 (予測)
生産量	389.7	377.6	427.1
輸入量	0.7	0.5	0.6
国内需要量	322.9	317.4	332.2
飼料用	148.1	144.2	154.9
エタノール用	139.4	138.1	142.2
その他	35.4	35.1	35.1
輸出量	57.3	71.9	75.6
期末在庫量	44.8	33.7	53.6
期末在庫率(%)	11.8	8.7	13.1

直近の飼料用とうもろこしの
輸入国及び輸入量(令和6年度)



ブラジル
(令和6年度)
とうもろこし
(18%)

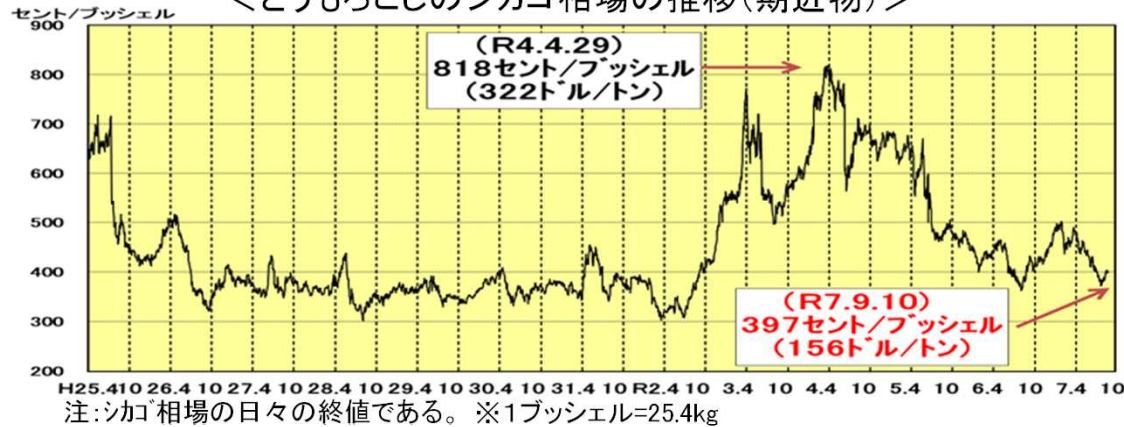
オーストラリア
(令和6年度)
大麦(53%)
小麦(65%)

資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (Sep 12, 2025)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注: 米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和7年9月現在は4ドル/ブッシェル台程度まで下落。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和7年9月現在は200ドル/ショートトン台後半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和7年9月現在は50ドル/トン台前半で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和7年9月現在は148円/ドル程度で推移。

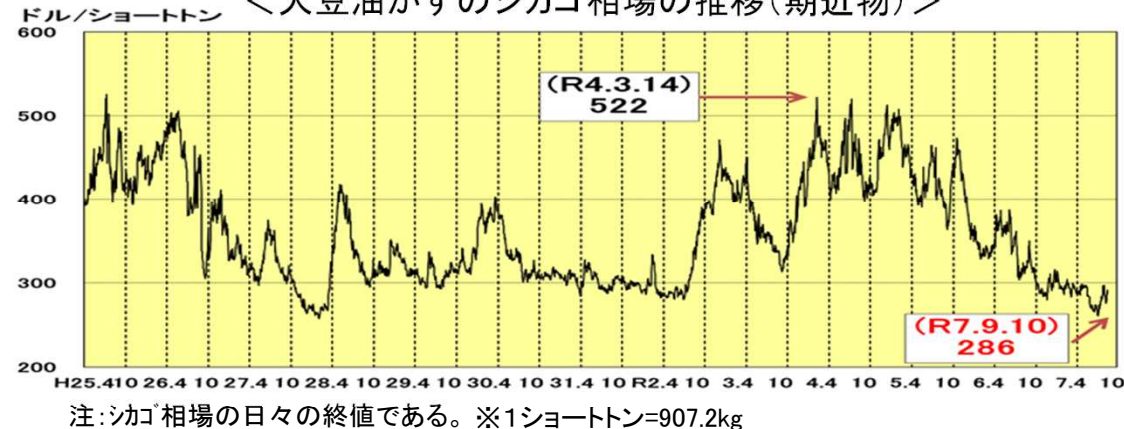
＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



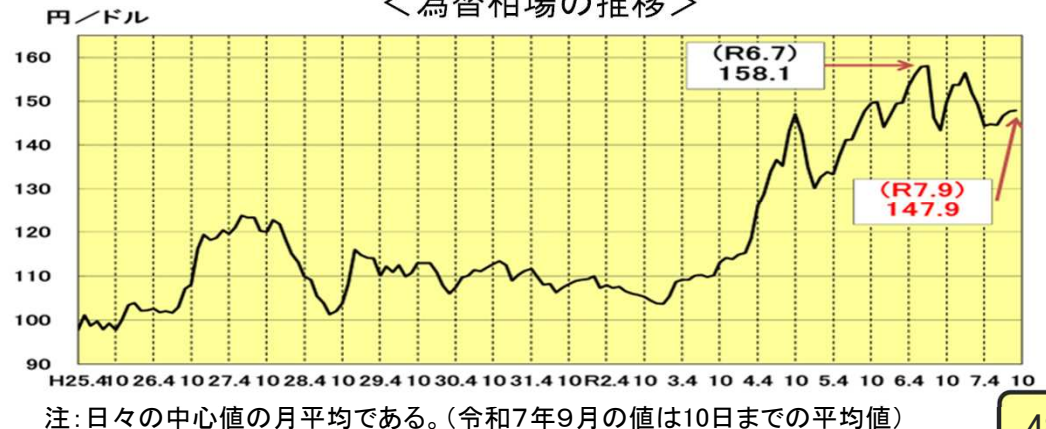
＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



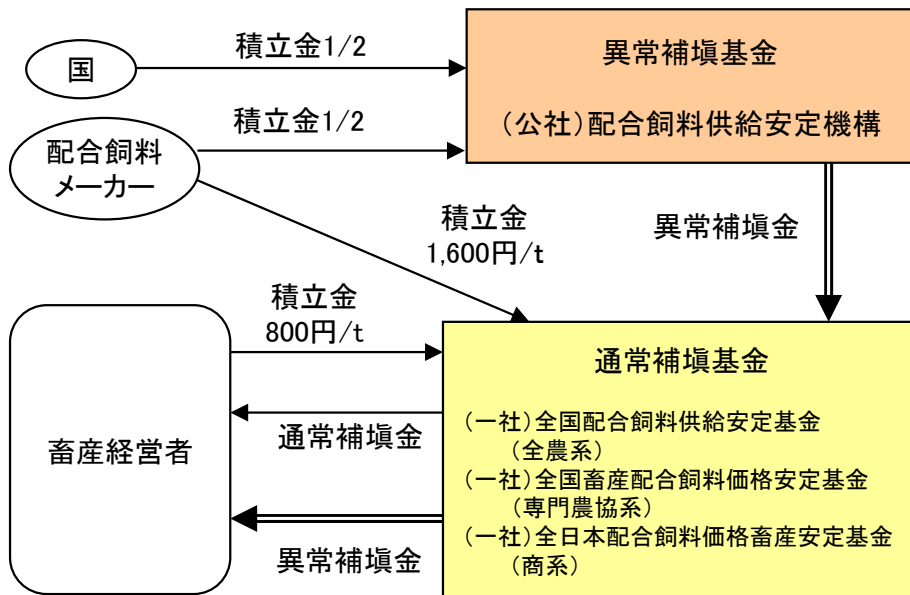
＜為替相場の推移＞



配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1~3月)まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)に緊急補填が発動。

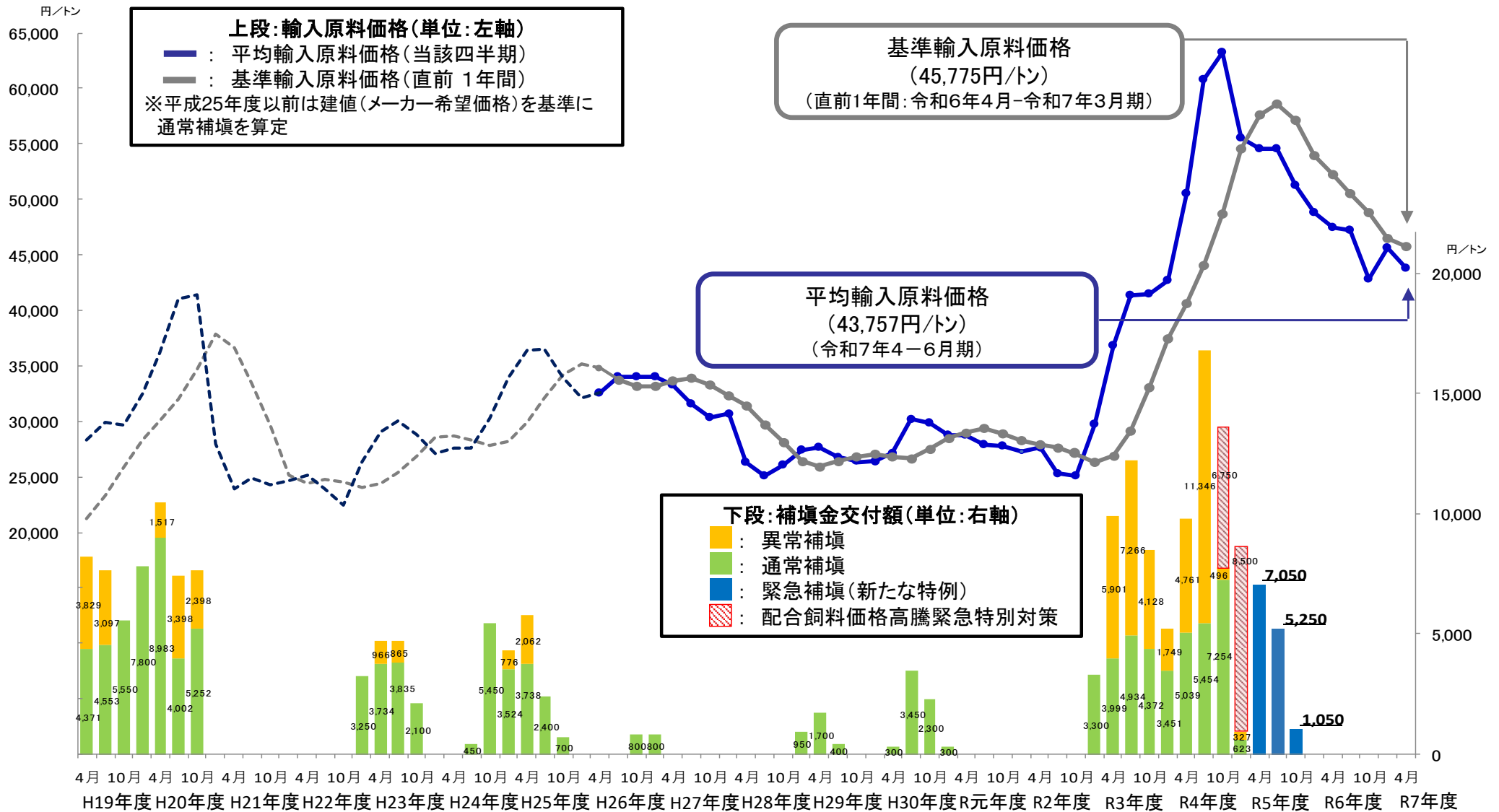
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

<p>異常補填基金</p> <p>(国とメーカーが1/2ずつ拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ115%を超えた場合
<p>通常補填基金</p> <p>(生産者(800円/t)と飼料メーカー(1,600円/t)が拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均を上回った場合

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出

注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国:民間=2:3)を実施。

注5: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間160万～200万トン程度で推移。令和6年度の輸入先については、米国が6割、豪州が2割、カナダが1割と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、53.6円/kg(令和7年7月現在)。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格(通関価格)は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。

乾牧草の国別輸入量の推移

上段: 輸入量(千トン)
下段: 輸入シェア(%)

年度	米国	豪州	カナダ	その他	合計	
					うちロシア	(前年比)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	0.39 (0.0)	2,091 (103%)
R4	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	0.02 (0.0)	1,925 (92%)
R5 (確々報値)	994 (59.9)	447 (26.9)	156 (9.4)	62 (3.7)		1,659 (86%)
R6 (確報値)	1,049 (62.2)	399 (23.7)	162 (9.6)	76 (4.5)		1,687 (102%)
R7 (4~7月) (速報値)	386 (61.0)	140 (22.2)	75 (11.9)	31 (5.0)		633 (104%)

資料: 財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

乾牧草の輸入価格(通関価格)



資料: 財務省「貿易統計」

為替相場の推移



注: 日々の中心値の月平均である。

国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 畜産経営コストの4～7割程度を飼料費が占めているものの、飼料の多くを輸入に依存している。国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが必要。
- 地域の実情に応じ、青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上、耕畜連携を推進。加えて、飼料生産組織による飼料生産の効率化や、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や実現に向けた取組に畜産関係者も参加しながら、計画に飼料生産を位置づけることを通じて、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○ 飼料増産の推進

- ①青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大



- ②草地整備や難防除雑草の駆除による生産性向上



- ③草地や耕作放棄地の活用による放牧の推進



○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



連携・支援

連携・支援

○ 耕畜連携等の推進

- ①耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大



【耕種農家】

【畜産農家】

- ②子実とうもろこしや稲わら等の生産・利用拡大



○ 飼料も含めた地域計画の策定

「地域計画」の策定に畜産関係者も参加し、将来の農地利用に飼料生産も位置づけ、飼料産地づくりを推進



※1 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

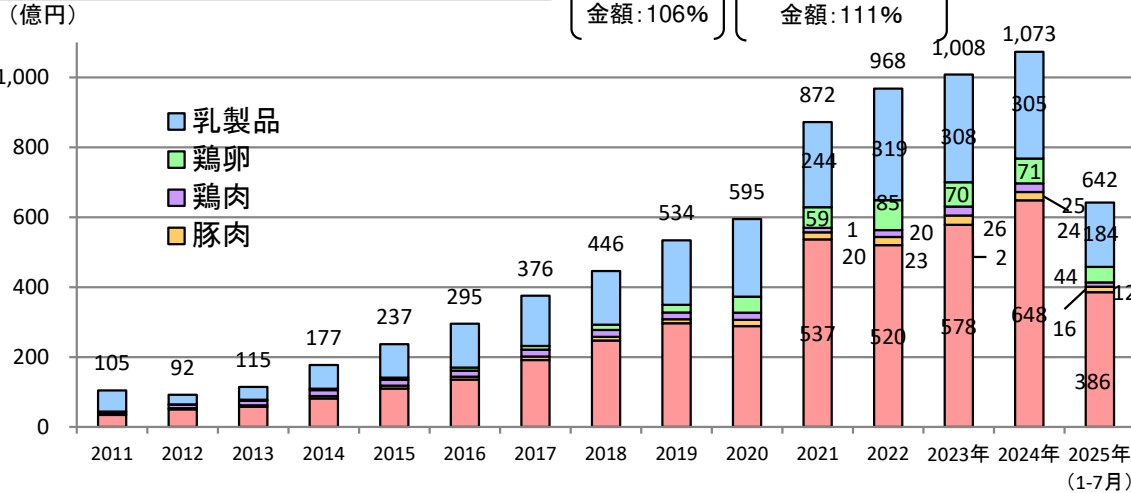
※2 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設

【輸出関係】

畜産物の輸出について

- 2024年の畜産物の輸出実績は1,073億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の648億円、全体の約60%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

- 輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- 輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

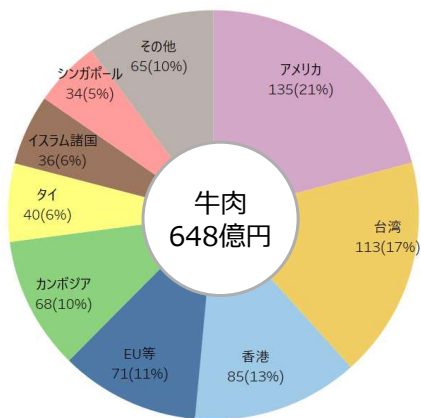
2030年輸出目標額

牛肉	: 1,132億円	鶏肉	: 44億円
豚肉	: 52億円	鶏卵	: 109億円
		牛乳・乳製品	: 883億円

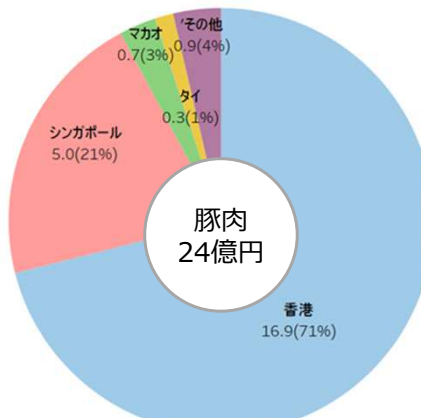
※ 2021年以前は加工品を除く。

品目毎の国・地域別輸出実績(2024年)

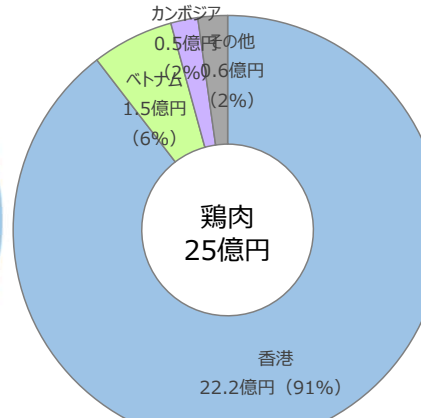
<牛肉>



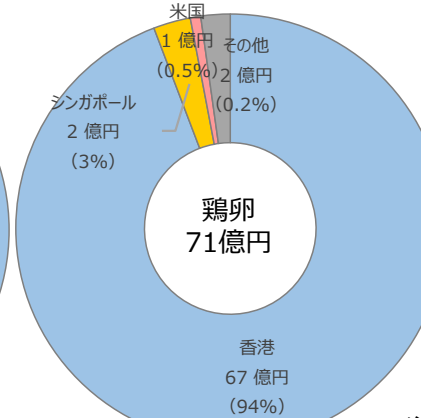
<豚肉>



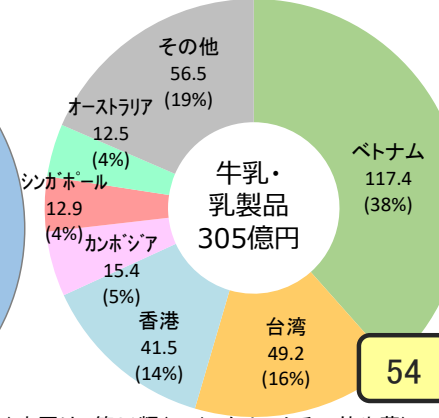
<鶏肉>



<鶏卵>



<牛乳・乳製品>

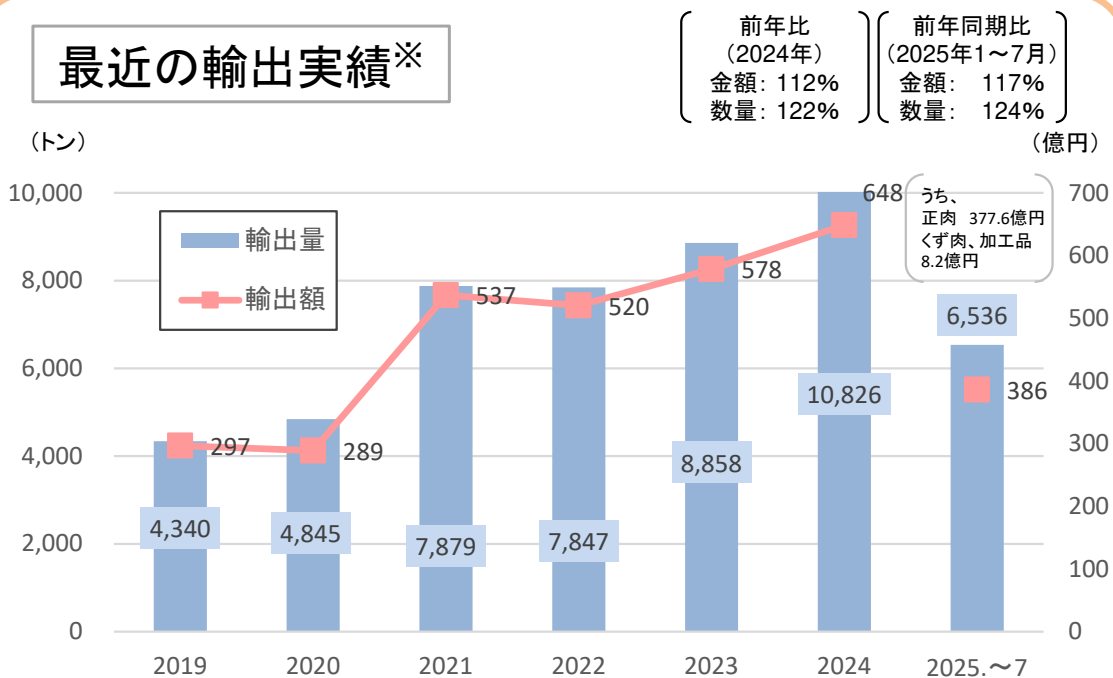


54

注) 中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

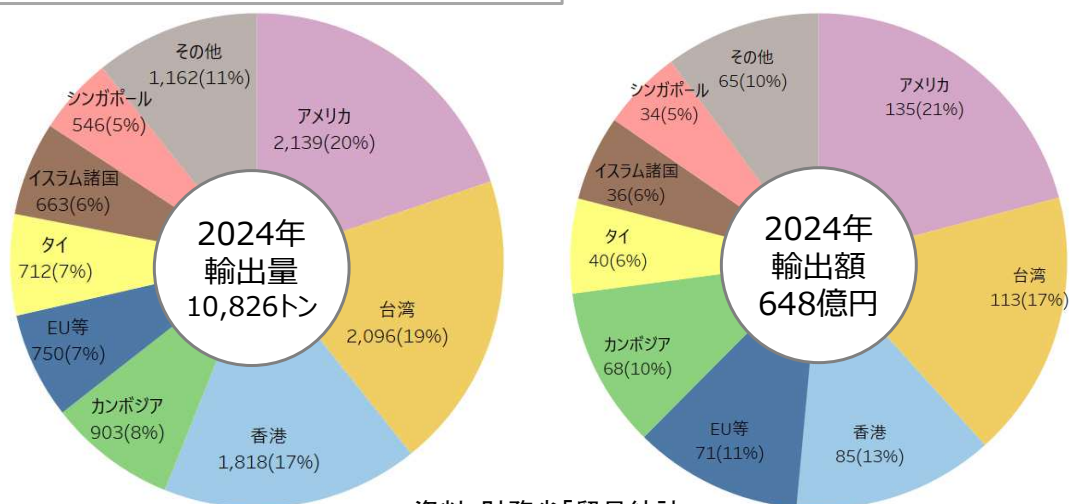
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:1,132億円

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国、ブルネイ、クエート、パラグアイ、ウクライナ

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年8月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	29	17	21	14	84	79

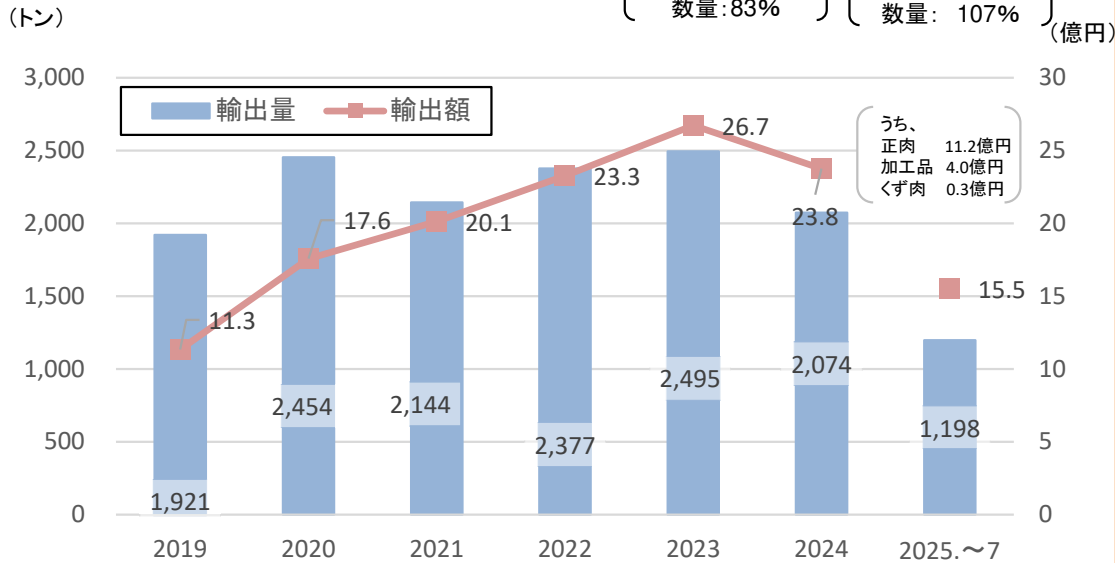
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉、小割肉、食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化



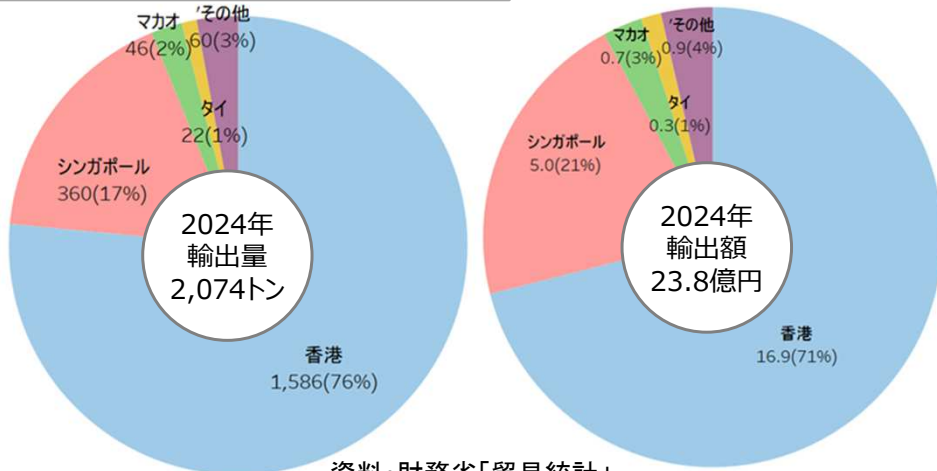
豚肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

豚肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:52億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	12	38	5

(2025年8月末現在)

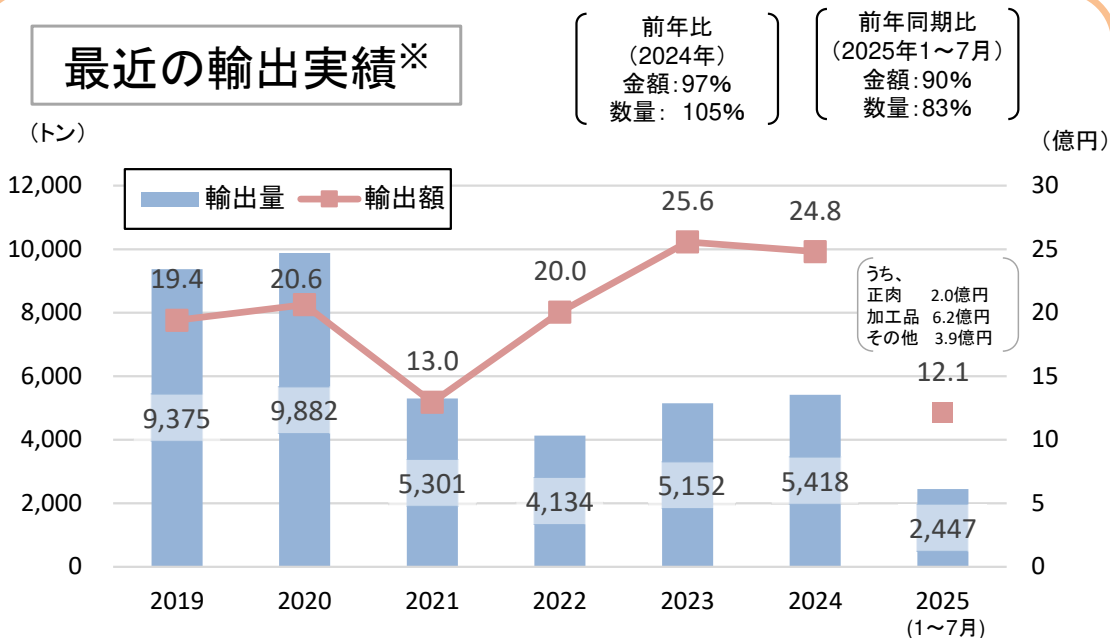
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



鶏肉の輸出について

最近の輸出実績※



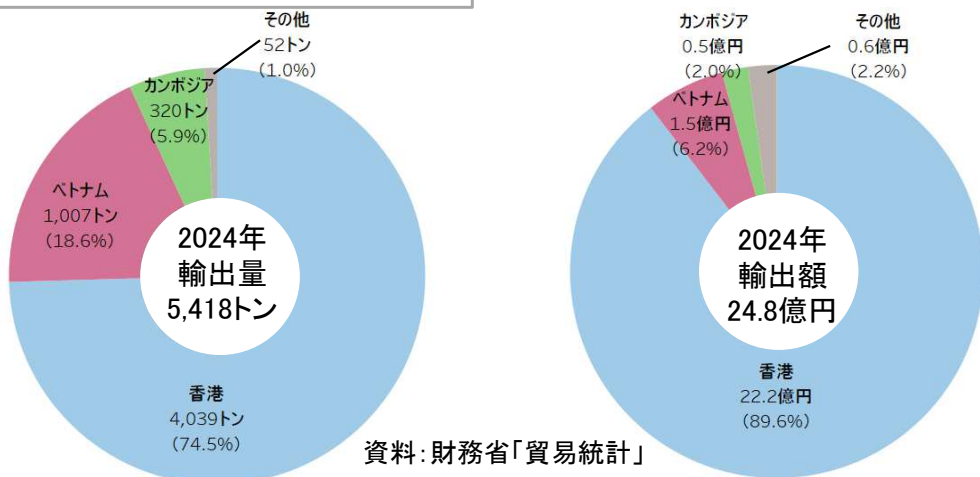
2030年輸出目標: 44億円

- 輸出可能国・地域
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞ (2025年8月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	70	2	23

鶏肉の国・地域別輸出実績



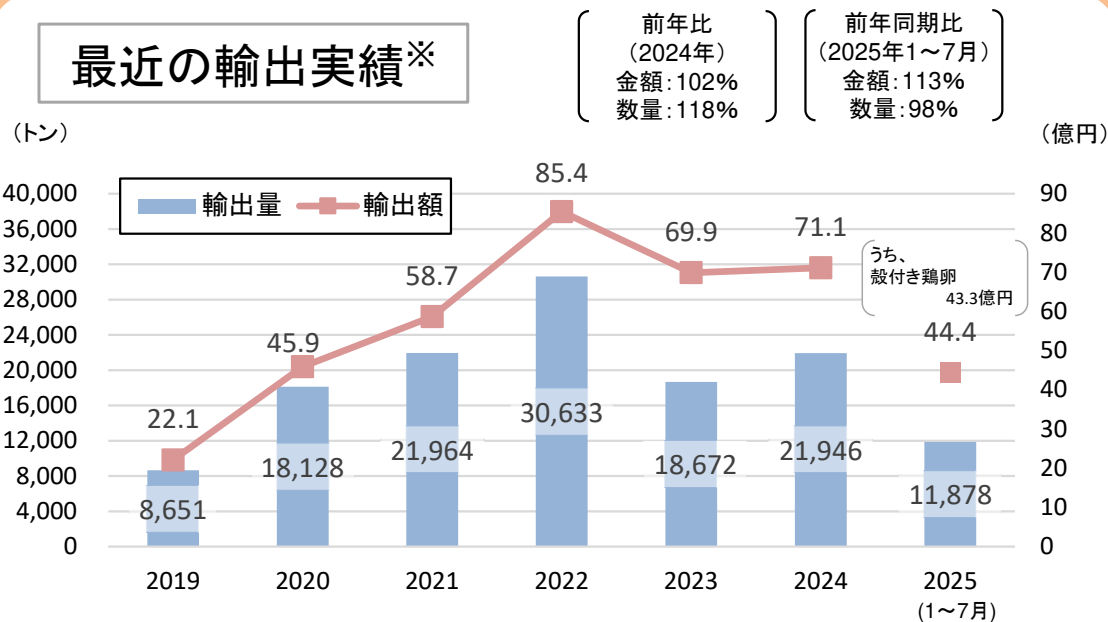
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



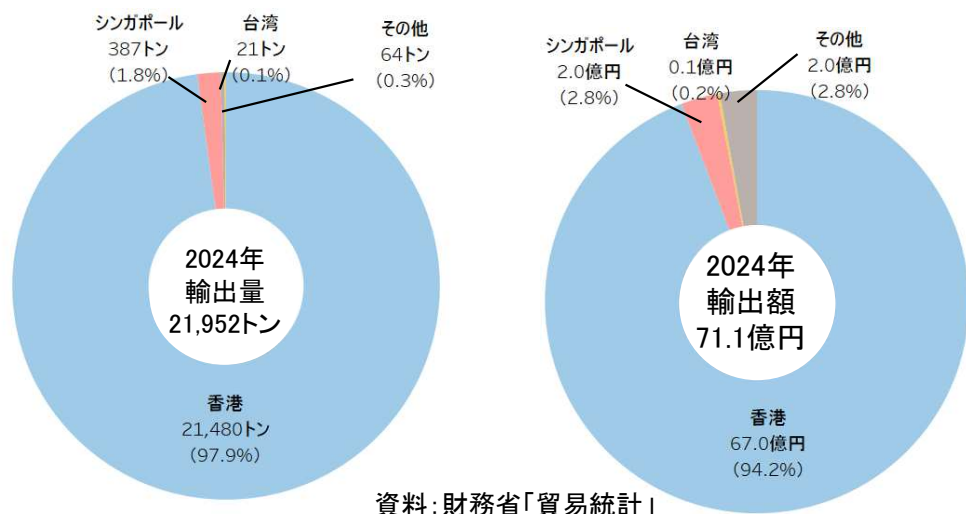
鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※



※ 殻付き鶏卵の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。

鶏卵の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:109億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年8月末現在)

	香港 (殻付き卵)	香港 (卵製品)	シンガポール (殻付き卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	255	41	17	6	1

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

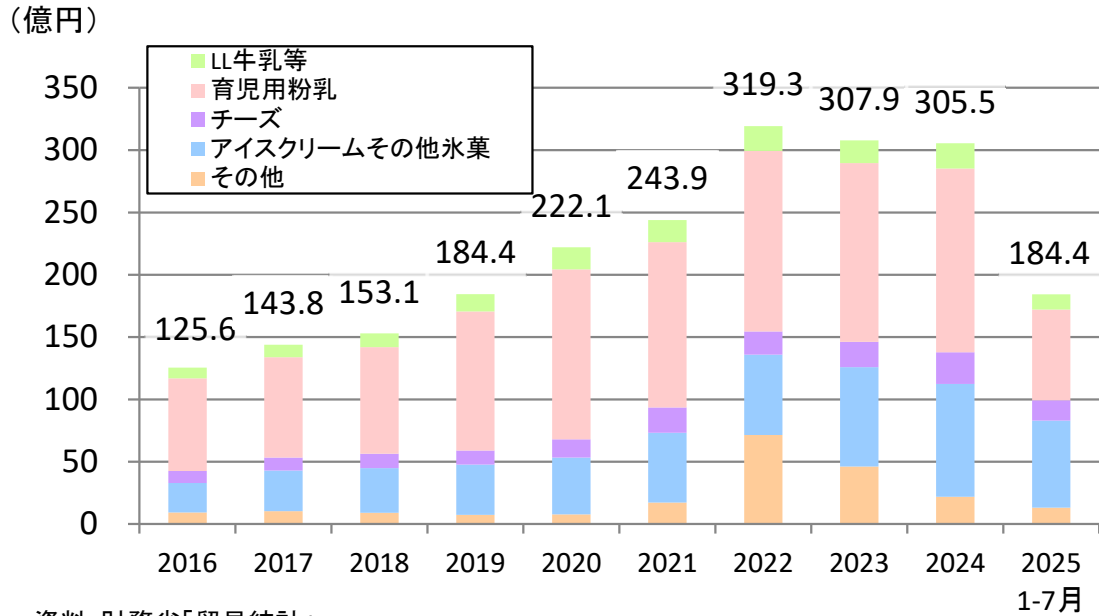
- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比 (2024年) 99%
対前年同期比 (2025年1-7月) 100%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:883億円

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国(チーズ、アイスクリーム等)、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ)等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))、インド、インドネシア、韓国(ヨーグルト等)

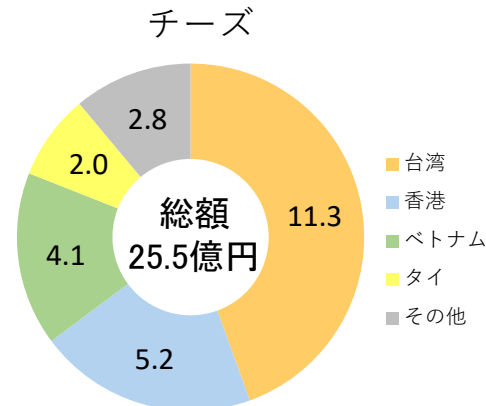
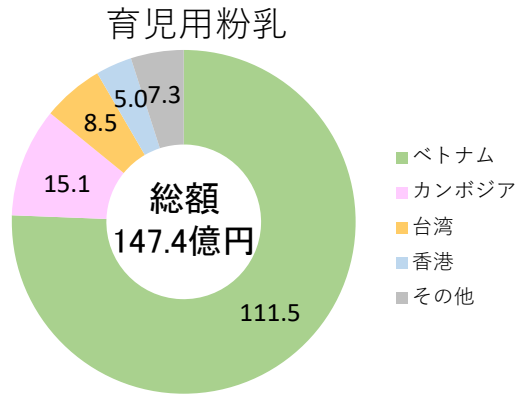
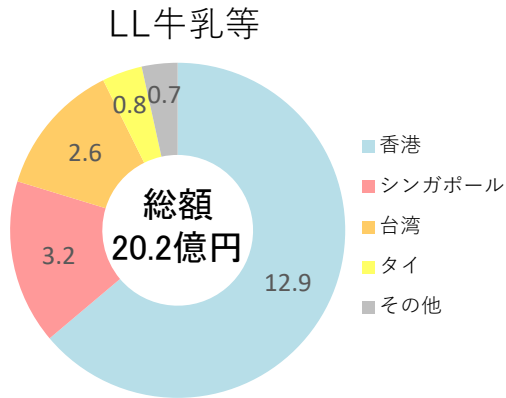
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの日本産牛乳・乳製品の認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

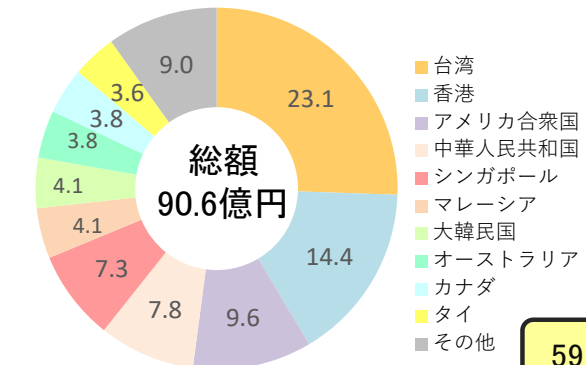


主要品目の国・地域別輸出実績(2024年)

資料:財務省「貿易統計」



アイスクリームその他氷菓



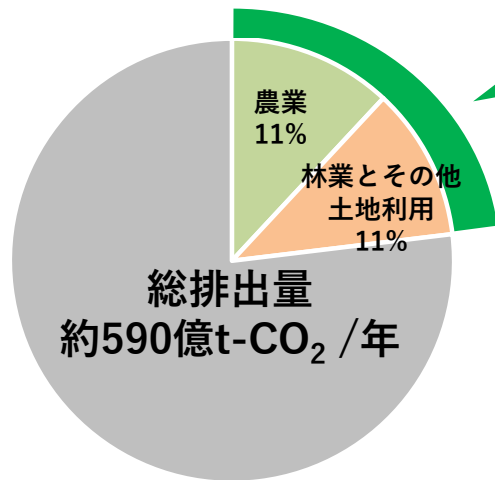
【その他】

畜産分野の脱炭素化への取組①

畜産分野の温室効果ガスの排出量

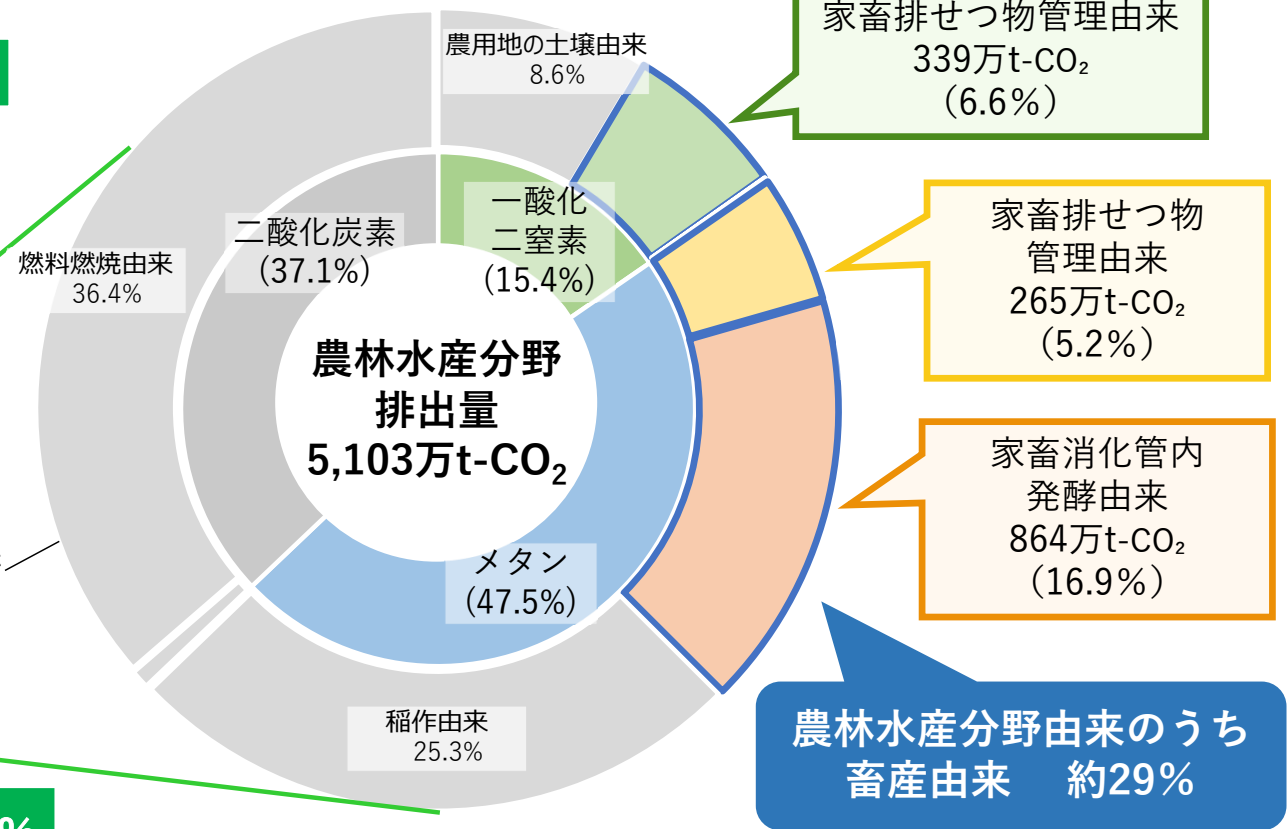
- 世界の温室効果ガス（GHG）排出量は、590億t-CO₂。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は世界の排出全体の22%（2019年）。
- 我が国のGHG総排出量約10億7,000万t-CO₂のうち、農林水産分野由来は約5%。畜産由来に限れば約1%（農林水産業由来の約29%）。
- 畜産由来のGHGは、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するメタン（CH₄）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素（N₂O）。

○世界の温室効果ガス排出量

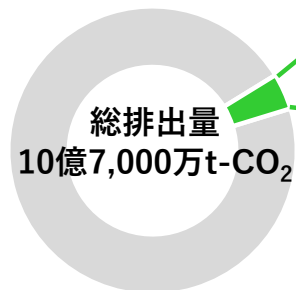


農林業由来 22%

○農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



○日本の温室効果ガス排出量



農林水産分野由来 約5%
(うち畜産由来 約1%)

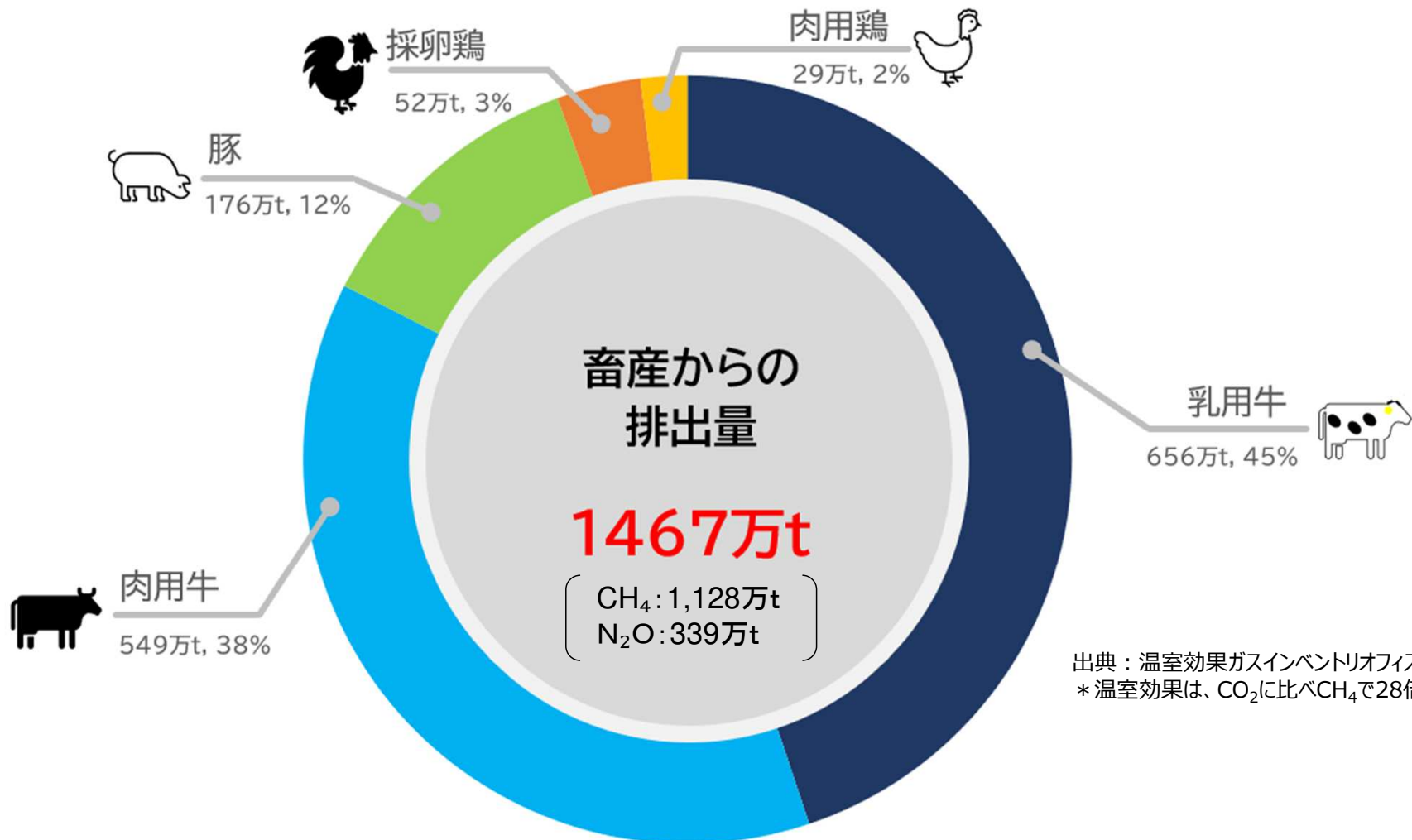
出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2023年）」、
温室効果ガスインベントリオフィス（2023年度）
* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oでは265倍。

畜産分野の脱炭素化への取組②

畜産分野の温室効果ガスの排出量

- 畜産由来の温室効果ガス（GHG）は、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程で発生するメタン（ CH_4 ）と、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素（ N_2O ）であり、牛由来が全体の約8割を占める。

○畜産全体に占める各畜種の割合（CO₂換算-万t）



畜産分野の脱炭素化への取組③

新たな地球温暖化対策計画における畜産分野の目標と主な削減手法

- 本年2月、新たな地球温暖化対策計画を策定。日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、GHGを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することとした。
- 今般、畜産分野では初めてとなるGHG排出削減目標を策定し、その達成に向けて対策を進めていく。

地球温暖化対策計画における畜産分野での排出削減目標と対策内容

目標	2030年度	2035年度	2040年度
メタン	22万t-CO ₂	57万t-CO ₂	154万t-CO ₂
一酸化二窒素	7万t-CO ₂	20万t-CO ₂	49万t-CO ₂
合計	29万t-CO ₂	77万t-CO ₂	203万t-CO ₂

アミノ酸バランス改善飼料の給与

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出される一酸化二窒素を削減します。



家畜排せつ物の管理方法の変更

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。



肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与

- ▶ 成長促進により、畜産物当たりのメタン、一酸化二窒素を抑制します。



GHG削減に資する飼料添加物を含む飼料の給与

- ▶ 家畜の消化管から排出されるメタン(ゲップ)を削減します。

※ GHG削減効果や安全性が認められた飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール(3NOP)」及び「カシューナッツ殻液」が活用できます。



畜産分野の脱炭素化への取組④

GHG削減の取組で活用出来る制度等

- GHG削減の取組には、以下の制度等が活用可能。
- 生産及び消費の両面からGHG排出削減の推進を図る。

J-クレジット制度

国がGHG削減量をクレジットとして認証し、取引を可能とする制度です。畜産農家もクレジットの販売により収入が得られます。



個別の削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できる「プログラム型」の活用が効果的です。

「プログラム型」を今すぐチェック！



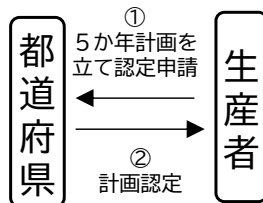
みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づき、GHG削減の取組の認定※を受けると、必要な投資への低利融資や、国庫補助事業での優先採択、生産物の消費者へのPR等につながります。

※ 早期出荷なども認定対象。

<認定事例>

- ✓ アミノ酸バランス改善飼料を肉用牛に給餌し、家畜排せつ物由来のGHGを削減。
- ✓ 「地球にやさしいお肉」としてブランド化。



「認定の手引き」を今すぐチェック！



環境負荷低減の取組の「見える化」

(畜産物については、本年度中の運用実証開始を目指して現在検討中)

生産に関するGHGの排出と吸収を定量的に算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすくラベル表示できます。

農産物で先行して運用中ですが、畜産物でも、本年度中の運用開始を目指しており、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進していきます。

見る × 選べる
≡
みえるらべる



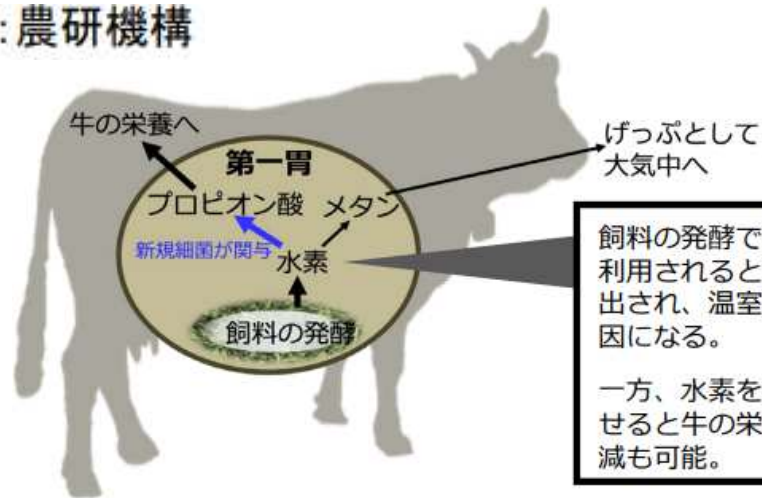
「みえるらべる」を提示した店頭のポップ

畜産分野の脱炭素化への取組⑤

GHG削減技術の研究開発

- 畜産由来のGHGであるメタンの産生が少なく、プロピオン酸濃度の高い乳用牛の第一胃内に特徴的に多く存在する新規細菌を特定し、分離に成功。新種の細菌はプロピオン酸の前駆物質を多く産生することで、メタン産生の抑制に参与することを解明。
- 飼料エネルギーの6～12%がロスになるメタン産生を、牛の栄養となるプロピオン酸産生に代えることで、GHG削減と生産性向上を両立する技術につながる可能性。

研究機関：農研機構

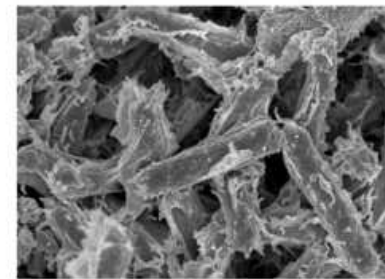


飼料の発酵で生じる水素がメタン産生に利用されると、げっぷとして大気中に放出され、温室効果ガスとして温暖化の原因になる。

一方、水素をプロピオン酸産生に利用させると牛の栄養になり、メタン産生の低減も可能。

低メタン産生牛から
分離された新規細菌種
Prevotella lacticifex

(プレボテラ ラクティシフェックス)



プロピオン酸の前駆物質を多く産生する特徴がある

農研機構にある、国内唯一の牛用の生体ガス精密測定装置



飼料摂取量あたりのメタン産生量

